

号外第12（令和元年12月25日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横 浜 市 報</h1>	発行所
	横浜市役所 横浜市中区港町1丁目1番地

目 次

	頁
<b>[条例]</b>	
△ 横浜市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例【健康福祉局生活支援課】	2
△ 横浜市中心卸売市場条例【経済局運営調整課】	15
△ 横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例【総務局労務課】	47
△ 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例【市民局市民活動支援課】	69
△ 横浜市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例【市民局スポーツ振興課】	70
△ 横浜人形の家条例の一部を改正する条例【文化観光局観光振興課】	71
△ 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例【健康福祉局福祉保健課】	72
△ 横浜市営住宅条例の一部を改正する条例【建築局市営住宅課】	74
△ 横浜市改良住宅条例の一部を改正する条例【建築局市営住宅課】	77
△ 横浜市病院事業の設置等に関する条例及び横浜市病院事業の経営する病院条例の一部を改正する条例【医療局病院経営本部病院経営課】	80

---

## 条例

---

横浜市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

令和元年12月25日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第35号

横浜市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本方針（第3条）

第3章 設備及び運営に関する基準（第4条—第32条）

第4章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第68条の5第1項の規定に基づき、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、この条例において定めるもののほか、法の例による。

2 この条例において「無料低額宿泊所」とは、法第2条第3項第8号の事業を行う施設であって、次に掲げる事項を満たすもの（他の法令により必要な規制が行われている施設その他事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである施設を除く。）をいう。

(1) 次のいずれかを満たすものであること。

ア 入居の対象者を生計困難者に限定していること（限定していることを明示せずに生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。）。

イ 入居者の総数に占める生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項の被保護者（以下「被保護者」という。）の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、かつ、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。

ウ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね50

パーセント以上であり、かつ、居室使用料及び共益費以外の費用を受領してサービスを提供していること（サービスを提供する事業者が人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有する場合を含む。）。

- (2) 居室使用料が無料又は生活保護法第8条第1項の厚生労働大臣の定める基準（同法第11条第1項第3号の住宅扶助に係るものに限る。）に基づく額以下であること。

## 第2章 基本方針

第3条 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の意思及び人格を尊重して、常に当該入居者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入居者が独立して日常生活を営むことができるかどうかについて常に把握しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、当該入居者の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退居のための必要な援助に努めなければならない。

5 無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

6 無料低額宿泊所の設置者は、横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号の暴力団、同条第4号の暴力団員等、同条第5号の暴力団経営支配法人等又は同条例第7条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。

## 第3章 設備及び運営に関する基準

（構造設備等の一般原則）

第4条 無料低額宿泊所の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

第5条 無料低額宿泊所の設備は、専ら当該無料低額宿泊所の用に供するものでないなければならない。ただし、入居者に提供するサービスに支障がない場合は、この限りでない。

(職員等の資格要件)

第6条 無料低額宿泊所の長(以下「施設長」という。)は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員(施設長を除く。)を、できる限り法第19条第1項各号のいずれかに該当する者とするよう努めるものとする。

3 無料低額宿泊所の職員(施設長を含む。第21条を除き、以下同じ。)その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、横浜市暴力団排除条例第2条第4号の暴力団員等又は同条例第7条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。

(運営規程)

第7条 無料低額宿泊所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、員数及び職務の内容

(3) 入居定員

(4) 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(5) 施設の利用に当たっての留意事項

(6) 非常災害対策

(7) その他施設の運営に関する重要事項

2 無料低額宿泊所は、前項の運営規程を定め、又は変更したときは、市長に届け出なければならない。

(非常災害対策)

第8条 無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、非常災害に備えるため、少なくとも1年に1回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第9条 無料低額宿泊所は、設備、職員及び会計に関する諸記録を

整備しておかなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第30条第2項の苦情の内容等の記録

(3) 第31条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(規模)

第10条 無料低額宿泊所は、5人以上の人員を入居させることができる規模を有するものでなければならない。

(サテライト型住居の設置)

第11条 無料低額宿泊所は、本体となる施設（入居定員が5人以上10人以下のものに限る。以下「本体施設」という。）と一体的に運営される附属施設であって、利用期間が原則として1年以下のもの（入居定員が4人以下のものに限る。以下「サテライト型住居」という。）を設置することができる。

2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね20分で移動できる範囲に設置する等により、入居者へのサービス提供に支障がないものとする。

3 一の本体施設に附属することができるサテライト型住居の数は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

(1) 第6条第1項の要件を満たす者が施設長のみ 4以下

(2) 第6条第1項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上 8以下

4 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。次項において同じ。）の入居定員の合計は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。

(1) 第6条第1項の要件を満たす者が施設長のみ 20人以下

(2) 第6条第1項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上 40人以下

5 無料低額宿泊所は、サテライト型住居について、第9条各項の記録のほか、第20条の規定による状況把握の実施に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(設備の基準)

第12条 無料低額宿泊所の建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定を遵守するものでなければならない。

2 無料低額宿泊所の建物は、消防法（昭和23年法律第186号）の規定を遵守するものでなければならない。

- 3 前項の規定によるほか、無料低額宿泊所は、消火器の設置、自動火災報知設備等の防火に係る設備の整備に努めなければならない。
- 4 無料低額宿泊所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、法第62条第1項の社会福祉施設その他の施設の設備を利用することにより、当該無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者に対するサービスの提供に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。
- (1) 居室
  - (2) 炊事設備
  - (3) 洗面所
  - (4) 便所
  - (5) 浴室
  - (6) 洗濯室又は洗濯場
- 5 無料低額宿泊所には、必要に応じ、次に掲げる設備その他の施設の円滑な運営に資する設備を設けなければならない。
- (1) 共用室
  - (2) 相談室
  - (3) 食堂
- 6 第4項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 居室
    - ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者が生計を一にする配偶者その他の親族と同居する等、2人以上で入居させることがサービスの提供上必要と認められる場合は、この限りでない。
    - イ 地階に設けてはならないこと。
    - ウ 一の居室の床面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。
    - エ 居室の扉は、堅固なものとし、居室ごとに設けること。
    - オ 出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面して設けること。
    - カ 各居室の間仕切壁は、堅固なものとし、天井まで達していること。
  - (2) 炊事設備 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
  - (3) 洗面所 入居定員に適したものを設けること。
  - (4) 便所 入居定員に適したものを設けること。
  - (5) 浴室
    - ア 入居定員に適したものを設けること。
    - イ 浴槽を設けること。
  - (6) 洗濯室又は洗濯場 入居定員に適したものを設けること。

( 職 員 配 置 の 基 準 )

第 13 条 無 料 低 額 宿 泊 所 に 置 く べ き 職 員 の 員 数 は 、 入 居 者 の 数 及 び 提 供 す る サ ー ビ ス の 内 容 に 応 じ た 適 当 数 と し 、 そ の う ち 1 人 を 施 設 長 と し な け れ ば な ら ない。

2 当 該 無 料 低 額 宿 泊 所 が 生 活 保 護 法 第 30 条 第 1 項 た だ し 書 の 日 常 生 活 支 援 住 居 施 設 ( 以 下 「 日 常 生 活 支 援 住 居 施 設 」 と い う 。 ) に 該 当 す る 場 合 は 、 前 項 の 規 定 に か か わ ら ず 、 日 常 生 活 支 援 住 居 施 設 と し て の 職 員 配 置 の 要 件 を 満 た さ ね ば な ら ない。

( 入 居 申 込 者 に 対 す る 説 明 、 契 約 等 )

第 14 条 無 料 低 額 宿 泊 所 は 、 居 室 の 利 用 そ の 他 の サ ー ビ ス の 提 供 の 開 始 に 際 し て は 、 あ ら か じ め 、 入 居 申 込 者 に 対 し 、 運 営 規 程 の 概 要 、 職 員 の 勤 務 の 体 制 、 当 該 サ ー ビ ス の 内 容 及 び 費 用 そ の 他 の 入 居 申 込 者 の サ ー ビ ス の 選 択 に 資 す る と 認 め ら れ る 重 要 事 項 を 記 し た 文 書 を 交 付 し て 説 明 を 行 う と と も に 、 居 室 の 利 用 に 係 る 契 約 と そ れ 以 外 の サ ー ビ ス の 提 供 に 係 る 契 約 を そ れ ぞ れ 文 書 に よ り 締 結 し な け れ ば な ら ない。

2 無 料 低 額 宿 泊 所 は 、 前 項 の 契 約 又 は 当 該 契 約 の 更 新 後 の 契 約 に お い て 、 契 約 期 間 ( 1 年 以 内 の も の に 限 る 。 た だ し 、 居 室 の 利 用 に 係 る 契 約 に つ い て は 、 建 物 の 賃 貸 借 契 約 ( 借 地 借 家 法 ( 平 成 3 年 法 律 第 90 号 ) 第 38 条 の 規 定 に よ る 定 期 建 物 賃 貸 借 を 除 く 。 ) の 場 合 は 、 1 年 と す る 。 ) 及 び 解 約 に 関 す る 事 項 を 定 め ね ば な ら ない。

3 無 料 低 額 宿 泊 所 は 、 前 項 の 契 約 期 間 の 満 了 前 に 、 あ ら か じ め 入 居 者 の 意 向 を 確 認 す る と と も に 、 法 第 14 条 の 規 定 に 基 づ き 都 道 府 県 又 は 市 町 村 が 設 置 す る 福 祉 に 関 す る 事 務 所 ( 以 下 「 福 祉 事 務 所 」 と い う 。 ) そ の 他 の 都 道 府 県 又 は 市 町 村 の 関 係 機 関 と 、 当 該 入 居 者 が 継 続 し て 無 料 低 額 宿 泊 所 を 利 用 す る 必 要 性 に つ い て 協 議 し な け れ ば な ら ない。

4 無 料 低 額 宿 泊 所 は 、 第 2 項 の 解 約 に 関 す る 事 項 に お い て 、 入 居 者 の 権 利 を 不 当 に 狭 め る よ う な 条 件 を 定 め て は な ら ない。

5 無 料 低 額 宿 泊 所 は 、 第 2 項 の 解 約 に 関 す る 事 項 に お い て 、 入 居 者 が 解 約 を 申 し 入 れ た と き は 速 や か に 当 該 契 約 を 終 了 す る 旨 を 定 め ね ば な ら ない。

6 無 料 低 額 宿 泊 所 は 、 第 1 項 の 契 約 又 は 当 該 契 約 の 更 新 後 の 契 約 に お い て 、 入 居 申 込 者 に 対 し 、 保 証 人 を 立 て さ せ て は な ら ない。

7 無 料 低 額 宿 泊 所 は 、 入 居 申 込 者 か ら の 申 出 が あ っ た 場 合 に は 、 第 1 項 の 規 定 に よ る 文 書 の 交 付 に 代 え て 、 第 10 項 で 定 め る と こ ろ に よ り 、 当 該 入 居 申 込 者 の 承 諾 を 得 て 、 当 該 文 書 に 記 す べ き 重 要 事 項 及 び 第 2 項 の 契 約 期 間 及 び 解 約 に 関 す る 事 項 を 電 子 情 報 処 理 組 織 を 使 用 す る 方 法 そ の 他 の 情 報 通 信 の 技 術 を 利 用 す る 方 法 で あ

って次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のいずれかに掲げるもの

ア 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項の重要事項及び第2項の契約期間及び解約に関する事項（以下「重要事項等」という。）を電気通信回線を通じて入居申込者の閲覧に供し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項等を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項等を記録したものを交付する方法

8 前項各号に掲げる方法は、入居申込者がファイルへの記録を出し力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

9 第7項第1号の「電子情報処理組織」とは、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と、入居申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

10 無料低額宿泊所は、第7項の規定により重要事項等を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入居申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第7項各号に掲げる方法のうち無料低額宿泊所が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

11 前項の規定による承諾を得た無料低額宿泊所は、当該入居申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入居申込者に対し、重要事項等の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該入居申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでな

い。

( 入 退 居 )

第 15 条 無 料 低 額 宿 泊 所 は、入 居 予 定 者 の 入 居 に 際 して は、そ の 心 身 の 状 況、生 活 の 状 況 等 の 把 握 に 努 め な け れ ば な ら ない。

2 無 料 低 額 宿 泊 所 は、入 居 者 の 心 身 の 状 況、入 居 中 に 提 供 す る こ と が で き る サ ー ビ ス の 内 容 等 に 照 ら し、無 料 低 額 宿 泊 所 に お い て 日 常 生 活 を 営 む こ と が 困 難 と な っ た と 認 め ら れ る 入 居 者 に 対 し、当 該 入 居 者 の 希 望、退 居 後 に 置 か れ る こ と と な る 環 境 等 を 勘 案 し、当 該 入 居 者 の 状 態 に 適 合 す る サ ー ビ ス に 関 す る 情 報 の 提 供 を 行 う と と も に、適 切 な 他 の サ ー ビ ス を 受 け る こ と が で き る よ う 必 要 な 援 助 に 努 め な け れ ば な ら ない。

3 無 料 低 額 宿 泊 所 は、入 居 者 の 退 居 に 係 る 援 助 に 際 して は、福 祉 事 務 所 そ の 他 の 都 道 府 県 又 は 市 町 村 の 関 係 機 関、相 談 等 の 支 援 を 行 う 保 健 医 療 サ ー ビ ス 又 は 福 祉 サ ー ビ ス を 提 供 す る 者 等 と の 密 接 な 連 携 に 努 め な け れ ば な ら ない。

( 利 用 料 の 受 領 )

第 16 条 無 料 低 額 宿 泊 所 は、入 居 者 か ら 利 用 料 と し て、次 に 掲 げ る 費 用 ( 第 7 号 に 掲 げ る 費 用 に あ っ て は、当 該 無 料 低 額 宿 泊 所 が 日 常 生 活 支 援 住 居 施 設 で あ る 場 合 に 限 る。 ) を 受 領 す る こ と が で き る。

(1) 食 事 の 提 供 に 要 す る 費 用

(2) 居 室 使 用 料

(3) 共 益 費

(4) 光 熱 水 費

(5) 日 用 品 費

(6) 基 本 サ ー ビ ス 費

(7) 入 居 者 が 選 定 す る 日 常 生 活 上 の 支 援 に 関 す る サ ー ビ ス の 提 供 に 要 す る 費 用

2 前 項 各 号 に 掲 げ る 費 用 の 基 準 は、次 の と お り と す る。

(1) 食 事 の 提 供 に 要 す る 費 用 食 材 費 及 び 調 理 等 に 関 す る 費 用 に 相 当 す る 金 額 と す る こ と。

(2) 居 室 使 用 料

ア 当 該 無 料 低 額 宿 泊 所 の 整 備 に 要 し た 費 用、修 繕 費、管 理 事 務 費、地 代 に 相 当 す る 額 等 を 基 礎 と し て 合 理 的 に 算 定 さ れ た 金 額 と す る こ と。

イ ア に 規 定 す る 金 額 以 外 に、敷 金、権 利 金、謝 金 等 の 金 品 を 受 領 し ない こ と。

(3) 共 益 費 共 用 部 分 の 清 掃、備 品 の 整 備 等 の 共 用 部 分 の 維 持 管 理 に 要 す る 費 用 に 相 当 す る 金 額 と す る こ と。

(4) 光 熱 水 費 居 室 及 び 共 用 部 分 に 係 る 光 熱 水 費 に 相 当 す る 金 額

とすること。

(5) 日用品費 入居者が使用する日用品の購入費に相当する金額とすること。

(6) 基本サービス費 入居者の状況把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額とすること。

(7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

ア 人件費、事務費等（前号の基本サービス費に係るものを除く。）に相当する金額とすること。

イ 日常生活支援住居施設として受領する委託費を除くこと。

（サービス提供の方針）

第 17 条 無料低額宿泊所は、入居者の健康保持に努めるほか、入居者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者にとって当該無料低額宿泊所全体が一つの住居であることに鑑み、入居者が共用部分を円滑に使用できるよう配慮した運営を行わなければならない。

3 無料低額宿泊所は、プライバシーの確保に配慮した運営を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、当該入居者に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明しなければならない。

（食事）

第 18 条 無料低額宿泊所において入居者に食事を提供する場合は、量及び栄養並びに当該入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

（入浴）

第 19 条 無料低額宿泊所は、入居者に対し1日に1回以上の頻度で入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ、当該入居者に対し当該事情の説明を行うことにより、1週間に3回以上の頻度とすることができる。

（状況把握）

第 20 条 無料低額宿泊所は、原則として1日に1回以上、入居者に対し居室への訪問等の方法による状況把握を行わなければならない。

（施設長の責務）

第 21 条 施設長は、無料低額宿泊所の職員の管理、入退居に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(職員の責務)

第 22 条 無料低額宿泊所の職員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第 23 条 無料低額宿泊所は、入居者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備しておかななければならない。

2 無料低額宿泊所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、職員の処遇について、労働に関する法令の規定を遵守するとともに、職員の待遇の向上に努めなければならない。

(定員の遵守)

第 24 条 無料低額宿泊所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第 25 条 無料低額宿泊所は、入居者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所において感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(日常生活に係る金銭管理)

第 26 条 入居者の金銭の管理は、当該入居者本人が行うことを原則とする。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であって、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものについては、次に掲げるところにより無料低額宿泊所が日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。

(1) 入居者に成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用させること。

(2) 無料低額宿泊所が管理する金銭は、当該入居者に係る金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下「金銭等」という。)であって、日常生活を営むために必要な金額に限ること。

(3) 金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分すること。

- (4) 金 銭 等 は 当 該 入 居 者 の 意 思 を 尊 重 し て 管 理 す る こ と 。
- (5) 第 14 条 第 1 項 の 契 約 と は 別 に 、 当 該 入 居 者 の 日 常 生 活 に 係 る 金 銭 等 の 管 理 に 係 る 事 項 の み を 内 容 と す る 契 約 を 締 結 す る こ と 。
- (6) 金 銭 等 の 出 納 を 行 う 場 合 は 、 無 料 低 額 宿 泊 所 の 職 員 が 2 人 以 上 で 確 認 を 行 う 等 の 適 切 な 体 制 を 整 備 す る こ と 。
- (7) 入 居 者 ご と に 金 銭 等 の 収 支 の 状 況 を 明 ら か に す る 帳 簿 を 整 備 す る と と も に 、 収 支 の 記 録 に つ い て 定 期 的 に 当 該 入 居 者 に 報 告 す る こ と 。
- (8) 当 該 入 居 者 が 退 居 す る 場 合 に は 、 速 や か に 、 管 理 す る 金 銭 等 を 当 該 入 居 者 に 返 還 す る こ と 。
- (9) 金 銭 等 の 詳 細 な 管 理 方 法 、 入 居 者 に 対 す る 収 支 の 記 録 の 報 告 方 法 等 に つ い て の 規 程 ( 以 下 「 管 理 規 程 」 と い う 。 ) を 定 め る こ と 。
- (10) 前 号 の 管 理 規 程 を 定 め 、 又 は 変 更 し た と き は 、 市 長 に 届 け 出 る こ と 。
- (11) 当 該 入 居 者 が 被 保 護 者 で あ る 場 合 は 、 当 該 入 居 者 の 金 銭 等 の 管 理 に 係 る 契 約 の 締 結 時 又 は 変 更 時 に は 、 福 祉 事 務 所 に そ の 旨 の 報 告 を 行 う こ と 。
- (12) 金 銭 等 の 管 理 の 状 況 に つ い て 、 市 長 の 求 め に 応 じ て 速 や か に 報 告 で き る 体 制 を 整 え て お く こ と 。

( 掲 示 及 び 公 表 )

第 27 条 無 料 低 額 宿 泊 所 は 、 入 居 者 の 見 や す い 場 所 に 、 運 営 規 程 の 概 要 、 職 員 の 勤 務 の 体 制 そ の 他 入 居 者 の サ ー ビ ス の 選 択 に 資 す る と 認 め ら れ る 事 項 を 掲 示 し な け れ ば な ら ない 。

2 無 料 低 額 宿 泊 所 は 、 運 営 規 程 を 公 表 す る と と も に 、 毎 会 計 年 度 終 了 後 3 月 以 内 に 、 貸 借 対 照 表 、 損 益 計 算 書 等 の 収 支 の 状 況 に 係 る 書 類 を 公 表 し な け れ ば な ら ない 。

( 秘 密 保 持 等 )

第 28 条 無 料 低 額 宿 泊 所 の 職 員 は 、 正 当 な 理 由 が な く 、 そ の 業 務 上 知 り 得 た 入 居 者 の 秘 密 を 漏 ら し て は な ら ない 。

2 無 料 低 額 宿 泊 所 は 、 当 該 無 料 低 額 宿 泊 所 の 職 員 で あ っ た 者 が 、 正 当 な 理 由 が な く 、 そ の 業 務 上 知 り 得 た 入 居 者 の 秘 密 を 漏 ら す こ と が ない よ う 、 必 要 な 措 置 を 講 じ な け れ ば な ら ない 。

( 広 告 )

第 29 条 無 料 低 額 宿 泊 所 は 、 当 該 無 料 低 額 宿 泊 所 に つ い て 広 告 を す る 場 合 に お い て は 、 そ の 内 容 を 虚 偽 又 は 誇 大 な も の と し て は な ら ない 。

( 苦 情 へ の 対 応 )

第 30 条 無 料 低 額 宿 泊 所 は 、 そ の 提 供 し た サ ー ビ ス に 関 す る 入 居 者

の苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関し、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所は、市長からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市長に報告しなければならない。

5 無料低額宿泊所は、法第83条の運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第31条 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市長その他当該入居者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(サテライト型住居に係る設備の基準等の規定の適用)

第32条 第12条第3項から第5項までの規定は、サテライト型住居ごとに適用する。

#### 第4章 雑則

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第11条及び第32条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(居室に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成30年法律第44号)第5条の規定による改正前の社会福祉法(以下「旧法」という。)第69条第1項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所が、事業の用に供している建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)について第12条第6項第1号ア及びエからカまでの規定は、この条例の施行後3年間は、適用しない。

- 3 この条例の施行の際現に旧法第69条第1項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所が、平成27年6月30日において事業の用に供していた建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同年7月1日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室のうち、第12条第6項第1号ウの基準を満たさないものについては、同号ウの規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる事項を満たすことを条件として、無料低額宿泊所の設備としての利用に供することができる。
- (1) 居室の床面積が、収納設備等を除き、3.3平方メートル以上であること。
  - (2) 入居予定者に対し、あらかじめ、居室の床面積が第12条第6項第1号ウの基準を満たさないことを記した文書を交付して説明し、同意を得ること。
  - (3) 入居者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備等を設けること。
  - (4) 第12条第5項第1号の規定にかかわらず、共用室を設けること。
  - (5) 居室の床面積の改善についての計画を、市長と協議の上作成すること。
  - (6) 前号の規定により作成した計画を市長に提出するとともに、段階的かつ計画的に第12条第6項第1号ウの基準を満たすよう必要な改善を行うこと。
- 4 前項の建物については、同項第5号の規定による必要な改善が図られない限り、新たな居室の増築はできない。

横 浜 市 中 央 卸 売 市 場 条 例 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 元 年 12 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 条 例 第 36 号

横 浜 市 中 央 卸 売 市 場 条 例

横 浜 市 中 央 卸 売 市 場 業 務 条 例 ( 昭 和 47 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 18 号 )  
の 全 部 を 改 正 す る 。

目 次

第 1 章 総 則 ( 第 1 条 — 第 7 条 )

第 2 章 市 場 関 係 事 業 者

第 1 節 卸 売 業 者 ( 第 8 条 — 第 24 条 )

第 2 節 仲 卸 業 者 ( 第 25 条 — 第 32 条 )

第 3 節 売 買 参 加 者 等 ( 第 33 条 — 第 36 条 )

第 4 節 関 連 事 業 者 ( 第 37 条 — 第 41 条 )

第 3 章 売 買 取 引 及 び 決 済 の 方 法 ( 第 42 条 — 第 63 条 )

第 4 章 市 場 施 設 の 使 用 ( 第 64 条 — 第 70 条 )

第 5 章 監 督 ( 第 71 条 — 第 73 条 )

第 6 章 市 場 開 設 運 営 協 議 会 ( 第 74 条 — 第 77 条 )

第 7 章 雑 則 ( 第 78 条 — 第 85 条 )

附 則

第 1 章 総 則

( 目 的 )

第 1 条 この 条 例 は、卸 売 市 場 法 ( 昭 和 46 年 法 律 第 35 号。以 下 「法  
」 と い う。 ) に 基 づ き、横 浜 市 中 央 卸 売 市 場 ( 以 下 「市 場」 と い  
う。 ) の 業 務 の 運 営、取 り 扱 う 物 品 の 品 質 管 理、施 設 の 管 理 そ の  
他 必 要 な 事 項 に つ い て 定 め、そ の 適 正 か つ 健 全 な 運 営 を 確 保 す る  
こ と に よ り、生 鮮 食 料 品 等 の 取 引 の 適 正 化 と 流 通 の 円 滑 化 を 図 り  
、も っ て 市 民 生 活 の 安 定 に 資 す る こ と を 目 的 と す る。

( 定 義 )

第 2 条 この 条 例 に お け る 用 語 の 意 義 は、次 に 定 め る も の の ほ か、  
法 の 例 に よ る。

- (1) 卸 売 業 者 法 第 2 条 第 4 項 に 規 定 す る 卸 売 業 者 で、第 9 条 第  
1 項 の 許 可 を 受 け た も の を い う。
- (2) 仲 卸 業 者 法 第 2 条 第 5 項 に 規 定 す る 仲 卸 業 者 で、第 26 条 第  
1 項 の 許 可 を 受 け た も の を い う。
- (3) 売 買 参 加 者 第 33 条 第 1 項 の 承 認 を 受 け、市 場 の 卸 売 業 者 が  
す る せ り 売 若 し く は 入 札 又 は 相 対 取 引 に よ る 卸 売 に 参 加 で き る  
者 を い う。
- (4) 関 連 事 業 者 第 37 条 第 1 項 の 許 可 を 受 け、同 項 各 号 の 業 務 を  
営 む 者 を い う。

(5) 取引参加者等 法第4条第4項第2号に規定する取引参加者及び関連事業者をいう。

(市長及び市場関係事業者の責務)

第3条 市長は、公平かつ公正な市場における取引の場の確保のため取引参加者等への指導監督等を適切に行い、並びに市内中小企業や商店街との連携及び市場の特色を生かしたにぎわいづくりの支援を通じて市場の活性化を図るとともに、市場が災害時に生鮮食料品等の供給拠点としての役割を迅速に担うことができるよう努めなければならない。

2 卸売業者は、仲卸業者、売買参加者及び第36条に規定する相対取引事業者に対して公平かつ公正な取引機会を確保し、市場における卸売の業務を適正かつ健全に運営し、並びに生鮮食料品等についての集荷機能の強化及び品質管理の徹底を図るとともに、自らの創意工夫により市場における品ぞろえ及び取引の充実並びに市場の活性化に努めなければならない。

3 仲卸業者は、市場における仲卸しの業務を適正かつ健全に運営し、並びに生鮮食料品等についての公正かつ妥当な評価、品質管理の徹底及び公正かつ明朗な取引を推進するとともに、自らの創意工夫により市場における取引の充実及び市場の活性化に努めなければならない。

4 関連事業者は、その業務を適正かつ健全に運営し、並びに商品等の品質管理の徹底及び取引参加者その他の市場の利用者に対するサービスの向上を図るとともに、自らの創意工夫により市場の活性化に努めなければならない。

(市場の名称及び位置)

第4条 市場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
横浜市中央卸売市場本場（以下「本場」という。）	横浜市神奈川区
横浜市中央卸売市場食肉市場（以下「食肉市場」という。）	横浜市鶴見区

(開場の期日)

第5条 市場は、次に掲げる休場日を除き、毎日開場するものとする。

本場

日曜日及び水曜日（ただし、1月5日及び12月27日から12月30日までである場合を除く。）、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日から1月4日まで並びに12月31日

食肉市場

日曜日及び土曜日（ただし、1月5日及び12月28日である場合を除く。）、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日から1月4日まで並びに12月29日から12月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは休場日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるとき、若しくは天災地変等により市場の運営が困難と認めるときは休場日以外の日に休場することができる。

（開場の時間）

- 第6条 開場の時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

本場 午前0時から午後12時まで

食肉市場 午前7時から午後5時まで

- 2 卸売業者の行う卸売のための販売開始時刻（以下「販売開始時刻」という。）及び販売終了時刻は、前項の開場の時間の範囲内で市長が定める。

（取扱品目）

- 第7条 市場の取扱品目は、市場及び取扱品目の部類ごとに次のとおりとする。

本場

青果部 野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の食料品及び飲料

水産物部 生鮮水産物及びその加工品並びに規則で定めるその他の食料品及び飲料

食肉市場

食肉部 肉類及びその加工品並びに規則で定めるその他の食料品及び飲料

- 2 前項に定めるもののほか、この条例の施行の際現に横浜市中心卸売市場業務条例（昭和47年3月横浜市条例第18号。以下「旧条例」という。）第3条第2項に定める本場の鳥卵部については、当分の間存続するものとし、食鳥、鳥卵及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の食料品及び飲料を取扱品目とする。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

（卸売業者の数の最高限度）

- 第8条 卸売業者の数の最高限度は、市場及び取扱品目の部類ごとに次に掲げるとおりとする。

本場

青果部 2人

水産物部 2人

鳥卵部 1人

食肉市場

食肉部 1人

(卸売業務の許可)

第9条 市場において卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、市場及び取扱品目の部類ごとに行う。

3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 名称及び所在地

(2) 資本金又は出資の額及び役員の名

(3) 卸売の業務を行おうとする市場及び取扱品目の部類

4 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

5 市長は、第1項の許可の申請が次のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

(1) 申請者が法人でないとき。

(2) 申請者が、法又は卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）による改正前の法（以下「旧法」という。）の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(3) 申請者が、旧法第25条第1項若しくは第2項又は第49条第2項第2号の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(4) 申請者が、第19条又は第73条第1項若しくは第3項の規定による許可又は承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(5) 申請者の役員に、次のいずれかに該当する者がいるとき。

ア 破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法若しくは旧法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

ウ 旧法第25条第1項若しくは第2項又は第49条第2項第2号の規定による許可の取消しを受けた法人にその処分を受ける原因となった事項が発生した当時業務を執行する役員として

在任していた者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの

エ 旧法第49条第2項第3号の規定による解任の命令を受けた法人の当該命令により解任されるべきものとされた者で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの

オ 第19条又は第73条第1項若しくは第3項の規定による許可又は承認の取消しを受けた法人にその処分を受ける原因となった事項が発生した当時業務を執行する役員として在任していた者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの

カ 第73条第1項又は第3項の規定による承認の取消しを受けた者で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの

キ 市場の仲卸業者の役員又は使用人である者

(6) 申請者が市場における卸売の業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験を有する者でないとき。

(7) 申請者の純資産額がその申請に係る市場及び取扱品目の部類について次条第1項の規定により定められた純資産基準額（その者が他の取扱品目の部類について第1項の許可を受けている場合又はその申請をしている場合にあっては、当該取扱品目の部類及び当該他の取扱品目の部類について次条第1項の規定により定められた純資産基準額を合算した額）を下回っているとき。

(8) 卸売業者の数が前条に定める最高限度を超えることとなるとき。

(9) 申請者が市場の仲卸業者であるとき。

(10) 申請者が横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号の暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第5号の暴力団経営支配法人等（以下「暴力団経営支配法人等」という。）又は暴力団排除条例第7条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（以下「暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者」という。）であるとき。

(11) 申請者が暴力団排除条例第2条第4号の暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）をその業務に従事させているとき。

（卸売業者の純資産基準額等）

第10条 卸売業者の純資産基準額は、市場及び取扱品目の部類ごとに、市場での卸売の業務の規模その他の事情を考慮して、規則で定める。

2 市長は、卸売業者の純資産額が、前項の規定により定められた純資産基準額（その者が卸売の業務を行う取扱品目の部類が2以上ある場合にあっては、その各取扱品目の部類について同項の規定により定められた純資産基準額を合算した額）を下回っていることが明らかとなったときは、当該卸売業者に対し、市場における卸売の業務の全部又は一部の停止を命ずることができ、

3 市長は、前項の規定による処分の日から起算して6箇月以内に、当該処分を受けた者からその純資産額が同項の規定により定められた純資産基準額以上の額となった旨の申出があった場合において、その申出を相当と認めるときは、速やかに、その処分を取り消さなければならぬ。

4 市長は、第2項の規定による処分をした場合において、その処分を受けた者から前項の期間内に同項の申出がないとき、又は当該期間内に当該申出があってもこれを相当と認めることができないとき（当該期間内に2以上の申出があったときは、その申出の全てについて相当と認めることができないとき）は、当該期間経過後遅滞なく、その者に係る前条第1項の許可を取り消さなければならぬ。

（卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割）

第11条 卸売業者が市場における卸売の業務に係る事業の譲渡しを承継する場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、当該卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者である法人の合併の場合（卸売業者である法人と卸売業者でない法人が合併して、卸売業者である法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、当該卸売業者の地位を承継する。

3 前2項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。

4 第9条第2項、第4項及び第5項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、第9条第2項中「前項の許可」とあるのは「第11条第1項又は第2項の認可」と、第9条第4項中「前項」とあるのは「第11条第3項」と、第9条第5項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第11条第1項又は第2項の認可の申請」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割によ

り市場における卸売の業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

(卸売業者の名称変更等の届出)

第12条 卸売業者は、次のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 第9条第3項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったとき。

(2) 卸売の業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止したとき。

(卸売業者の保証金の預託)

第13条 卸売業者は、第9条第1項の許可を受けた日から起算して1箇月以内に、規則で定めるところにより、誓約書を添えて市長に保証金を預託しなければならない。

2 卸売業者は、第9条第1項の許可に係る市場及び取扱品目の部類ごとに保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

(卸売業者の保証金の額)

第14条 卸売業者の預託すべき保証金の額は、市場及び取扱品目の部類ごとに次に掲げる金額の範囲内で規則で定める。

本場

青果部 300万円以上 1,600万円以下

水産物部 300万円以上 2,400万円以下

鳥卵部 120万円以上 400万円以下

食肉市場

食肉部 200万円以上 1,200万円以下

2 前項の保証金は、次に掲げる有価証券をもって、規則で定めるところによりこれに充てることができる。

(1) 国債証券

(2) 地方債証券

(3) 日本銀行が発行する出資証券

(4) 特別の法律により法人が発行する債券

(卸売業者の保証金の追加預託)

第15条 保証金について差押、仮差押又は仮処分命令の送達があったとき、預託すべき保証金の額が増額されたときその他保証金に不足を生じたときは、卸売業者は、市長の指定する期間内に処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

2 前項の規定による預託を完了しない卸売業者は、市長の指定する期間を経過した後、その預託を完了するまでは、卸売の業務を行うことができない。

3 前条第2項の規定は、第1項の規定により預託する保証金につ

いて準用する。

(卸売業者の保証金の充当)

第16条 市長は、卸売業者が使用料その他市場に関して市長に納付すべき金額の納付を怠ったときは、保証金をこれに充てることができる。

(卸売業者の保証金の返還)

第17条 保証金は、卸売業者が卸売の業務を廃止し、又はその業務の許可を取り消された日から起算して2箇月後にこれを返還するものとする。

2 前項の規定により返還する保証金には、利息を付さない。

(卸売業者の事業報告書の提出)

第18条 卸売業者は、卸売市場法施行規則(昭和46年農林省令第52号。以下「省令」という。)で定めるところにより、事業報告書を作成し、これを市長に提出するとともに、当該事業報告書(出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として省令で定めるものが記載された部分に限る。)について閲覧の申出があった場合には、省令で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。

(卸売業務の許可の取消し)

第19条 市長は、卸売業者が第9条第5項第2号から第5号まで又は第10号のいずれかに規定する者に該当することとなったときは、同条第1項の許可を取り消さなければならない。

2 市長は、卸売業者が次のいずれかに該当するときは、第9条第1項の許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がないのに第9条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1箇月以内にその業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がないのに引き続き1箇月以上その業務を休止したとき。

(4) 第9条第5項第11号に規定する者に該当することとなったとき。

(せり人の登録)

第20条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、その者について当該卸売業者が市長の登録を受けている者でなければならない。

2 卸売業者は、前項の登録を受けようとするときは、規則で定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の登録の申請があった場合は、市長は、次項の規定により登録を拒否する場合を除き、申請があった日から起算して30日以内にせり人登録簿に次に掲げる事項を登載し、速やかに、その

旨を当該卸売業者に通知するとともに登録を受けたせり人に対し登録証を交付するものとする。

- (1) せり人の氏名及び住所
- (2) 登録年月日
- (3) 登録番号

4 市長は、第1項の登録の申請があった場合において、その申請に係るせり人が次のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

- (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法若しくは旧法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (3) 第22条又は第73条第2項の規定による登録の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。
- (4) 売買参加者又は仲卸業者若しくは売買参加者の役員若しくは使用人であるとき。
- (5) せりを遂行するのに必要な経験及び能力を有する者でないとき。
- (6) 暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。

5 市長は、前項第5号の経験及び能力の有無の認定のため、規則で定めるところにより、試験を行うものとする。

6 第1項に規定する登録の有効期間は、登録の日から起算して5年間とする。

(せり人の登録の更新)

第21条 卸売業者は、前条第1項の登録を受けたせり人にその有効期間の満了後も引き続き市場における卸売のせりを行わせようとする場合は、当該せり人の登録の更新を受けなければならない。

2 前項の登録の更新を受けようとする卸売業者は、当該せり人の登録の有効期間の満了の日前60日から当該有効期間の満了の日前30日までの間に、規則で定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。

3 前条第4項(第3号を除く。)、第5項及び第6項の規定は、第1項の登録の更新について準用する。

(せり人の登録の取消し)

第22条 市長は、せり人が第20条第4項第1号、第2号、第4号若しくは第6号のいずれかに該当することとなったとき、又はせりを遂行するのに必要な能力を有しなくなったと認めるときは、その登録を取り消さなければならない。

(せり人の登録の消除)

第23条 市長は、せり人が次のいずれかに該当するときは、その登録をせり人登録簿から消除するものとする。

- (1) 前条又は第73条第2項の規定による登録の取消しを受けたとき。
- (2) 卸売業者が当該せり人に係る登録の消除を市長に申請したとき。
- (3) 卸売業者が当該せり人に係る登録の更新を受けなかったとき。

(せり人章の着用)

第24条 せり人は、卸売のせりに従事するときは、規則で定めるせり人章を着用しなければならない。

第2節 仲卸業者

(仲卸業者の数の最高限度等)

第25条 仲卸業者の数の最高限度は、市場及び取扱品目の部類ごとに次に掲げるとおりとする。

本場

青果部 39人

水産物部 120人

食肉市場

食肉部 5人

2 次に掲げる市場及び取扱品目の部類には、仲卸業者を置かないものとする。

本場

鳥卵部

(仲卸業務の許可)

第26条 市場において仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、市場及び取扱品目の部類ごとに行う。

3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 名称及び所在地
- (2) 資本金又は出資の額及び役員の名
- (3) 仲卸しの業務を行おうとする市場及び取扱品目の部類

4 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

5 市長は、第1項の許可の申請が次のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

- (1) 申請者が法人でないとき。

- (2) 申請者が、法又は旧法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなっただりから起算して3年を経過しないものであるとき。
- (3) 申請者が、第32条又は第73条第1項若しくは第3項の規定による許可又は承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (4) 申請者の役員に、次のいずれかに該当する者があるとき。

ア 破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法若しくは旧法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなっただりから起算して3年を経過しないもの

ウ 第32条又は第73条第1項若しくは第3項の規定による許可又は承認の取消しを受けた法人にその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時業務を執行する役員として在任してつた者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの

エ 第73条第1項又は第3項の規定による承認の取消しを受けた者で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの

オ 市場の卸売業者の役員又は使用人である者

- (5) 申請者が仲卸しの業務を適確に遂行するのに必要な知識、経験及び資力信用を有しないとき。
- (6) 申請者が市場の卸売業者であるとき。
- (7) 申請者が暴力団、暴力団経営支配人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
- (8) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させているとき。
- (9) 仲卸業者の数が前条第1項に定める最高限度を超えることとなるとき。

（仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割）

第27条 仲卸業者が市場における仲卸しの業務に係る事業の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、当該仲卸業者の地位を承継する。

2 仲卸業者である法人の合併の場合（仲卸業者である法人と仲卸業者でない法人が合併して、仲卸業者である法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における仲卸しの業務を承継させられる場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、当該仲

卸業者の地位を承継する。

3 前2項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。

4 前条第2項、第4項又は第5項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、前条第2項中「前項の許可」とあるのは「第27条第1項又は第2項の認可」と、前条第4項中「前項」とあるのは「第27条第3項」と、前条第5項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第27条第1項又は第2項の認可の申請」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における仲卸しの業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

(仲卸業者の名称変更等の届出)

第28条 仲卸業者は、次のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 第26条第3項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったとき。

(2) 仲卸しの業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止したとき。

(仲卸業者の保証金の預託)

第29条 仲卸業者は、第26条第1項の許可を受けた日から起算して1箇月以内に、規則で定めるところにより、誓約書を添えて市長に保証金を預託しなければならない。

2 仲卸業者は、第26条第1項の許可に係る市場及び取扱品目の部類ごとに保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

(仲卸業者の保証金の額)

第30条 仲卸業者の預託すべき保証金の額は、市場及び取扱品目の部類ごとに次に掲げる金額の範囲内で規則で定める。

本場

青果部 5万円以上20万円以下

水産物部 5万円以上20万円以下

食肉市場

食肉部 施設使用料月額額の3倍

2 第14条第2項及び第15条から第17条までの規定は、前条第1項の保証金について準用する。

(仲卸業者の事業報告書の提出)

第31条 仲卸業者は、規則で定めるところにより、毎事業年度の末日現在における事業報告書を作成し、その日から起算して3箇月以内に、これを市長に提出しなければならない。

( 仲 卸 業 務 の 許 可 の 取 消 し )

- 第 32 条 市長は、仲卸業者が第26条第5項第2号から第4号まで若しくは第7号のいずれかに該当することとなつたとき、又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなつたと認めるときは、同条第1項の許可を取り消さなければならない。
- 2 市長は、仲卸業者が次のいずれかに該当するときは、第26条第1項の許可を取り消すことができる。
- (1) 正当な理由がないのに保証金を預託しないとき。
  - (2) 正当な理由がないのに第26条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1箇月以内にその業務を開始しないとき。
  - (3) 正当な理由がないのに引き続き1箇月以上その業務を休止したとき。
  - (4) 第26条第5項第8号に規定する者に該当することとなつたとき。

### 第 3 節 売 買 参 加 者 等

( 売 買 参 加 者 の 承 認 )

- 第 33 条 市場において卸売業者から卸売を受けようとする者（仲卸業者及び第36条に規定する相対取引事業者を除く。）は、市長の承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認は、市場及び取扱品目の部類ごとに行う。
- 3 第1項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地
  - (2) 法人である場合にあっては、資本金又は出資の額及び役員 の 氏 名
  - (3) 卸売業者から卸売を受けようとする市場及び取扱品目の部類
- 4 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。
- 5 市長は、第1項の承認の申請が次のいずれかに該当する場合を除き、同項の承認をすものとする。
- (1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。
  - (2) 申請者が卸売の相手方として必要な知識、経験及び資力信用を有する者でないとき。
  - (3) 申請者が当該申請に係る市場及び取扱品目の部類に属する卸売業者又は仲卸業者であるとき。
  - (4) 申請者（申請者が法人である場合にあっては、その代表者）が当該申請に係る市場及び取扱品目の部類に属する卸売業者又は仲卸業者の役員又は使用人であるとき。
  - (5) 申請者が、第35条又は第73条第1項若しくは第3項の規定による許可又は承認の取消しを受け、その処分の日から起算して

1年を経過しない者であるとき。

(6) 申請者が、第35条又は第73条第1項若しくは第3項の規定による許可又は承認の取消しを受けた法人にその処分を受ける原因となった事項が発生した当時業務を執行する役員として在任していた者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その処分の日から起算して1年を経過しないものであるとき。

(7) 申請者の役員に、第35条若しくは第73条第1項若しくは第3項の規定による許可若しくは承認の取消しを受けた者又はこれらの規定による許可若しくは承認の取消しを受けた法人にその処分を受ける原因となった事項が発生した当時業務を執行する役員として在任していた者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その処分の日から起算して1年を経過しないものがあるとき。

(8) 申請者が暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。

(9) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させているとき。

（売買参加者の名称変更等の届出）

第34条 売買参加者は、次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 前条第3項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったとき。

(2) 卸売業者から卸売を受けることを廃止したとき。

（売買参加者の承認の取消し）

第35条 市長は、売買参加者が第33条第5項第1号若しくは第3号から第8号までのいずれかに該当することとなったとき、又は卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなつたと認めるときは、第33条第1項の承認を取り消さなければならない。

2 市長は、売買参加者が第33条第5項第9号に規定する者に該当することとなつたときは、第33条第1項の承認を取り消すことができる。

（相対取引事業者）

第36条 卸売業者は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に相対取引により卸売を行おうとするときは、その卸売の相手方（以下「相対取引事業者」という。）について、規則で定めるところにより、取引の開始までに市長に届け出なければならない。

第4節 関連事業者

（関連事業の許可）

第37条 市長は、市場機能の充実を図り、又は取引参加者その他の市場の利用者に対し便益を提供するため、次に掲げる者に対し、

- 市場ごとに、市場内の店舗その他の施設において業務（卸売業者及び仲卸業者に係るものを除く。）を営むことを許可することができる。
- (1) 規則で定める物品の販売を行う者
  - (2) 市場の取扱品目の部類に属する物品の保管、貯蔵、運搬等を行う者
  - (3) 前2号に定めるもののほか、市場機能の充実に資するもの又は市場の利用者に便益を提供するものとして規則で定める業務を営む者
- 2 関連事業者の数の最高限度は、規則で定める。
- 3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地
  - (2) 法人である場合にあっては、資本金又は出資の額及び役員 の氏名
  - (3) 営業しようとする市場、営業の種類及び内容
- 4 市長は、第1項の許可の申請が次のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。
- (1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。
  - (2) 申請者（申請者が法人である場合にあっては、その役員を含む。）が禁錮以上の刑に処せられた者又は法若しくは旧法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
  - (3) 申請者が第41条又は第73条第1項若しくは第3項の規定による許可又は承認の取消しを受け、その処分の日から起算して3年を経過しない者であるとき。
  - (4) 申請者が、第41条又は第73条第1項若しくは第3項の規定による許可又は承認の取消しを受けた法人にその処分を受ける原因となった事項が発生した当時業務を執行する役員として在任していた者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その処分の日から起算して3年を経過しないものであるとき。
  - (5) 申請者の役員に、第41条若しくは第73条第1項若しくは第3項の規定による許可若しくは承認の取消しを受けた者又はこれらの規定による許可若しくは承認の取消しを受けた法人にその処分を受ける原因となった事項が発生した当時業務を執行する役員として在任していた者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その

処分の日から起算して3年を経過しないものがあるとき。

- (6) 申請者が業務を適確に遂行するのに必要な知識、経験及び資力信用を有する者でないとき。
- (7) 申請者が暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
- (8) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させているとき。
- (9) 関連事業者の数が第2項に基づく規則で定める最高限度を超えることとなるとき。

(関連事業者の名称変更等の届出)

第38条 関連事業者は、次のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 前条第3項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったとき。
- (2) 業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止したとき。

(関連事業者の保証金)

第39条 関連事業者は、第37条第1項の許可を受けた日から起算して1箇月以内に、規則で定めるところにより、誓約書を添えて市長に保証金を預託しなければならない。

2 関連事業者は、第37条第1項の許可に係る市場ごとに保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

3 関連事業者の預託すべき保証金の額は、施設使用料月額額の6倍以内で規則で定める。

4 第14条第2項及び第15条から第17条までの規定は、第1項の保証金について準用する。

(関連事業の規制等)

第40条 市長は、第37条第1項各号に規定する関連事業の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、関連事業者に対し、その業務について必要な指示をすることができる。

2 関連事業者は、その業務又は財産に関し、決算期ごとに規則で定めるところにより市長に報告し、又は資料を提出しなければならない。

(関連事業の許可の取消し)

第41条 市長は、関連事業者が第37条第4項第1号から第5号まで若しくは第7号のいずれかに該当することとなったとき、又は業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなつたと認めるときは、第37条第1項の許可を取り消さなければならない。

2 市長は、関連事業者が次のいずれかに該当するときは、第37条第1項の許可を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がないのに保証金を預託しないとき。

- (2) 正当な理由がないのに第37条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1箇月以内にその業務を開始しないとき。
- (3) 正当な理由がないのに引き続き1箇月以上その業務を休止したとき。
- (4) 第37条第4項第8号に規定する者に該当することとなったとき。

### 第3章 売買取引及び決済の方法

#### (売買取引の原則)

第42条 市場における売買取引は、公正で、透明性が高く、効率的なものでなければならない。

#### (差別的取扱いの禁止等)

第43条 市長は、取引参加者その他の市場の利用者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者、売買参加者若しくは相対取引事業者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

3 卸売業者は、第9条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する物品については市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、省令で定める正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。

4 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者は、暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者と市場において取引を行ってはならない。

#### (売買取引の方法)

第44条 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。

(1) 毎日の卸売予定数量のうち市長が定める一定の割合に相当する部分について、せり売又は入札によることが適当である物品として規則で定めるもの 市長が定める割合に相当する部分についてはせり売又は入札、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札又は相対取引

(2) 前号に掲げるもの以外のもの せり売若しくは入札又は相対取引

2 前項の規定にかかわらず、卸売業者は、卸売業者が仲卸業者、売買参加者又は相対取引事業者と締結した契約等に基づき相対取引により卸売をするものとしてあらかじめ市長に届出が行われた物品については、相対取引によることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、卸売業者は、次のいずれかに掲げる場合であって、市長がせり売又は入札により卸売をすることが

不 適 当 である と 認 め て 承 認 し た と き は 、 相 対 取 引 に よ る こ と が で き る 。

(1) 災 害 が 発 生 し た 場 合

(2) 卸 売 の 相 手 方 が 少 数 で あ る 場 合

(3) せ り 売 又 は 入 札 に よ る 卸 売 に よ り 生 じ た 残 品 の 卸 売 を す る 場 合

(4) 緊 急 に 出 港 す る 船 舶 に 物 品 を 供 給 す る 必 要 が あ る 等 や む を 得 ない 理 由 に よ り 卸 売 を す る 場 合

4 前 項 の 承 認 を 受 け よ う と す る 卸 売 業 者 は 、 規 則 で 定 め る と ころ に よ り 、 申 請 書 を 市 長 に 提 出 し な け れ ば な ら ない 。

5 第 1 項 か ら 第 3 項 ま で の 規 定 に か か わ ら ず 、 市 長 は 、 次 に 掲 げ る 場 合 で あ っ て 、 公 正 な 取 引 の 確 保 の た め 、 せ り 売 若 し く は 入 札 又 は 相 対 取 引 に よ る こ と が 適 当 である と 認 め た と き は 、 そ の 売 買 取 引 の 方 法 を 卸 売 業 者 に 指 示 す る こ と が で き る 。

(1) 市 場 に お け る 物 品 の 入 荷 量 が 一 時 的 に 著 し く 減 少 し た 場 合

(2) 市 場 に お け る 物 品 に 対 す る 需 要 が 一 時 的 に 著 し く 増 加 し た 場 合

(3) 大 規 模 災 害 が 発 生 し た 場 合

( 売 買 取 引 の 公 表 及 び 変 更 )

第 45 条 市 長 は 、 前 条 第 1 項 第 1 号 の 物 品 を 規 則 で 定 め 、 又 は 変 更 し よ う と す る 場 合 は 、 第 74 条 に 定 め る 横 浜 市 中 央 卸 売 市 場 開 設 運 営 協 議 会 の 意 見 を 聴 か な け れ ば な ら ない 。

2 市 長 は 、 前 条 第 1 項 第 1 号 の 割 合 を 定 め 、 又 は 変 更 し よ う と す る と き は 、 卸 売 業 者 、 仲 卸 業 者 及 び 売 買 参 加 者 の 意 見 を 聴 か な け れ ば な ら ない 。

3 市 長 は 、 前 条 第 1 項 第 1 号 の 割 合 を 定 め 、 又 は 変 更 し た と き は 、 こ れ を 公 表 し な け れ ば な ら ない 。

( 売 買 取 引 の 制 限 )

第 46 条 せ り 売 又 は 入 札 に よ る 卸 売 の 場 合 に お い て 、 次 の い ず れ か に 該 当 す る と き は 、 市 長 は 、 そ の 売 買 を 差 し 止 め 、 又 は せ り 直 し 若 し く は 再 入 札 を 命 ず る こ と が で き る 。

(1) 談 合 そ の 他 不 正 な 行 為 が あ る と 認 め る と き 。

(2) 不 当 な 価 格 が 形 成 さ れ た と き 、 又 は 形 成 さ れ る お そ れ が あ る と 認 め る と き 。

( 受 託 契 約 約 款 )

第 47 条 卸 売 業 者 は 、 市 場 に お け る 卸 売 の た め の 販 売 の 委 託 の 引 受 け に つ い て 受 託 契 約 約 款 を 定 め 、 市 長 の 承 認 を 受 け な け れ ば な ら ない 。

2 前 項 の 受 託 契 約 約 款 は 、 こ の 条 例 及 び こ の 条 例 に 基 づ く 規 則 の 規 定 に 反 し ない も の と し 、 か つ 、 販 売 方 法 、 支 払 方 法 そ の 他 の 規

則で定める事項を定めたものとしなければならない。

3 第1項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、当該受託契約約款を添えて申請書を市長に提出しなければならない。

4 卸売業者は、第1項の承認を受けた受託契約約款を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

5 卸売業者は、第1項又は前項の承認を受けたときは、市長が適切と認める方法により当該受託契約約款を公表しなければならない。

(食肉部の卸売業者)

第48条 食肉部の卸売業者は、卸売の業務に併せて、家畜を枝肉又は部分肉とすることについての委託を受けることができる。

(仕切り及び送金)

第49条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対してその卸売をした日の翌日までに売買仕切書を送付するとともに、現金で売買仕切金を支払わなければならない。ただし、委託者との間に特約がある場合は、これによるものとする。

2 卸売業者は、前項の売買仕切書に、次の事項を明記しなければならない。

(1) 当該卸売をした物品の品名、等級、単価（せり売、入札又は相対取引に係る単位当たりの価格をいう。以下同じ。）及び数量（当該委託者の責めに帰すべき理由により第51条ただし書の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る事項。次号において同じ。）

(2) 前号の単価に数量を乗じて得た額（以下「税抜き卸売金額」という。）及びその額に0.08（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項第1号に規定する飲食料品（以下「軽減対象資産」という。）以外のものにあつては、0.1）を乗じて得た額並びにこれらの合計額（以下「卸売金額」という。）

(3) 当該卸売に係る委託手数料（卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する手数料をいう。以下同じ。）の額

(4) 前号に掲げるもののほか、委託者の負担となる費用の項目及びその額（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(5) 卸売金額から前2号に規定する額の合計額を控除した額

3 前条の委託を受けた卸売業者が、枝肉又は部分肉のほか副産物の卸売をしたときは、これら全てについて、前項の例により売買仕切書に明記しなければならない。

( 仕 切 り 及 び 送 金 に 関 す る 特 約 )

第 50 条 卸 売 業 者 は、 売 買 仕 切 書 又 は 売 買 仕 切 金 の 送 付 に つ い て 委 託 者 と 特 約 を 結 ん だ と き は、 次 に 掲 げ る 事 項 を 記 載 し た 書 面 を 作 成 し、 当 該 特 約 の 有 効 期 間 中 保 存 し て お か な け れ ば な ら ない。 当 該 書 面 の 内 容 を 変 更 し た 場 合 も、 同 様 と す る。

(1) 特 約 の 相 手 方 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 又 は 所 在 地

(2) 支 払 方 法 そ の 他 の 特 約 の 内 容

( 卸 売 代 金 の 変 更 の 禁 止 )

第 51 条 卸 売 業 者 は、 卸 売 を し た 物 品 の 卸 売 代 金 を 変 更 し て は な ら ない。 た だ し、 第 59 条 第 4 項 の 検 査 員 の 検 査 に よ り 異 状 が 確 認 さ れ た 場 合 は、 当 該 異 状 の 状 況 に 応 じ、 合 理 的 な 範 囲 内 で の み 変 更 す る こ と が で き る。

( 買 受 代 金 の 即 時 支 払 義 務 )

第 52 条 卸 売 業 者 か ら 物 品 を 買 い 受 け た 者 は、 買 い 受 け た 物 品 の 引 渡 し を 受 け た 日 に、 そ の 物 品 の 代 金 を 支 払 わ ね け れ ば な ら ない。 た だ し、 卸 売 業 者 と の 間 に 特 約 が あ る 場 合 は、 こ れ に よ る も の と す る。

2 前 項 た だ し 書 の 特 約 を 締 結 し た 卸 売 業 者 は、 規 則 で 定 め る と こ ろ に よ り、 市 長 に そ の 旨 を 届 け 出 ね け れ ば な ら ない。 当 該 特 約 の 内 容 を 変 更 し た 場 合 も、 同 様 と す る。

3 市 長 は、 第 1 項 た だ し 書 の 特 約 が 次 の い ず れ か に 該 当 す る と 認 め る と き は、 当 該 特 約 に 定 め た 事 項 の 変 更 そ の 他 必 要 な 改 善 措 置 を 執 る べ き 旨 を 命 ず る こ と が で き る。

(1) 当 該 特 約 が そ の 相 手 方 以 外 の 仲 卸 業 者、 売 買 参 加 者 及 び 相 対 取 引 事 業 者 に 対 し て 不 当 に 差 別 的 な 取 扱 い と な る も の で あ る と き。

(2) 当 該 特 約 に よ り 卸 売 業 者 の 財 務 の 健 全 性 を 損 な い、 又 は 卸 売 の 業 務 の 適 正 か つ 健 全 な 運 営 が 阻 害 さ れ る お そ れ が あ る と き。

4 第 49 条 第 1 項 及 び こ の 条 第 1 項 に 定 め る ほ か、 取 引 参 加 者 等 は、 相 手 方 と 取 り 決 め た 支 払 期 日 及 び 支 払 方 法 に 従 っ て、 市 場 で の 売 買 に 係 る 代 金 の 支 払 い を 行 わ ね け れ ば な ら ない。

( 卸 売 予 定 数 量 等 の 報 告 )

第 53 条 卸 売 業 者 は、 毎 開 場 日、 規 則 で 定 め る と こ ろ に よ り、 次 に 掲 げ る 物 品 に つ い て、 品 目 ご と の 卸 売 予 定 数 量 及 び 主 要 な 産 地 を 市 長 に 報 告 し な け れ ば な ら ない。

(1) せ り 売 又 は 入 札 に よ り 当 日 卸 売 を す る 物 品

(2) 相 対 取 引 に よ り 当 日 卸 売 を す る 物 品

(3) 第 58 条 第 1 項 た だ し 書 の 規 定 に よ り、 仲 卸 業 者、 売 買 参 加 者 又 は 相 対 取 引 事 業 者 以 外 の 者 に 対 し て 当 日 卸 売 を す る 物 品

2 卸 売 業 者 は、 毎 開 場 日、 規 則 で 定 め る と こ ろ に よ り、 次 に 掲 げ

る物品について、品目ごとの卸売の数量、主要な産地並びに省令で定めるところによる高値、中値及び安値に区分した卸売価格（単価に1.08（軽減対象資産以外のものにあつては、1.1）を乗じて得た価格をいう。以下同じ。）の実績を市長に報告しなければならない。

(1) せり売又は入札により当日卸売をした物品

(2) 相対取引により当日卸売をした物品

(3) 第58条第1項ただし書の規定により、仲卸業者、売買参加者又は相対取引事業者以外の者に対して当日卸売をした物品

3 卸売業者は、規則で定めるところにより、前月中に卸売をした物品の市況並びに卸売をした物品の数量、税抜き卸売金額及び卸売金額を市長に報告しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、税抜き卸売金額の報告を省略することができる。

（卸売業者による卸売予定数量等の公表）

第54条 卸売業者は、毎開場日販売開始時刻までに、省令で定めるところにより、その日の主要な品目の卸売予定数量及びその主要な産地を公表しなければならない。

2 卸売業者は、毎開場日卸売が終了した後速やかに、省令で定めるところにより、その日の主要な品目の卸売の数量、主要な産地並びに省令で定めるところによる高値、中値及び安値に区分した卸売価格を公表しなければならない。

（開設者による卸売予定数量等の公表）

第55条 市長は、卸売業者から第53条第1項の規定による報告を受けたときは、当日の販売開始時刻までに、省令で定めるところにより、その日の主要な品目の卸売予定数量及び主要な産地並びに前日の主要な品目の卸売の数量及び卸売価格を公表するものとする。

2 市長は、卸売業者から第53条第2項の規定による報告を受けたときは、翌日の販売開始時刻までに省令で定めるところにより、その日の主要な品目の卸売の数量並びに省令で定めるところによる高値、中値及び安値に区分した卸売価格を公表するものとする。

（売買取引条件等の公表）

第56条 卸売業者は、次に定める事項（受託契約約款に定めるものを除く。）を市長に届け出るとともに、市長が適切と認める方法により公表しなければならない。

(1) 営業日及び営業時間

(2) 取扱品目

(3) 取扱物品の引渡しの方法

- (4) 委託手数料その他の取扱物品の卸売に関して出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及び額
- (5) 取扱物品の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
- (6) 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭（以下「奨励金等」という。）がある場合には、その種類、内容及び額（その交付の基準を含む。）
- 2 卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等の種類ごとの交付額について、その月の末日までに市長に報告するとともに、市長が適切と認める方法により公表しなければならない。
- （市場外にある物品の卸売に関する報告）
- 第57条 卸売業者が卸売の業務として市場外にある物品の卸売をしたときは、規則で定めるところにより、その数量、金額等の実績を市長に報告しなければならない。
- 2 卸売業者は、前項の卸売を行うため市場外に保管場所を設置した場合は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。当該保管場所を変更し、又は廃止したときも、同様とする。
- （卸売の相手方の制限）
- 第58条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者、売買参加者及び相対取引事業者以外の者に対して卸売をすることができない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 災害の発生等により、市長が特に必要として許可した場合
- (2) 卸売業者が、販売の委託を受けた取扱物品を自ら買い受ける場合
- (3) 他の卸売業者に対して当該卸売業者が受けた第9条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する物品の卸売をする場合
- 2 卸売業者は、市場において前項第2号及び第3号に規定する卸売を行った場合は、規則で定めるところにより、その数量、金額等の実績を市長に報告しなければならない。
- （受託物品の検収等）
- 第59条 卸売業者は、受託物品（第57条第1項に規定する卸売をする取扱物品を除く。）の受領に当たっては、その種類、数量、等級、品質、原産地の表示等について検収を確実に行わなければならない。
- 2 卸売業者は、前項の検収において又は受託物品の受領後卸売を開始するまでの間に受託物品に異状を認めるときは、委託者に通知し、その指示を受けなければならない。
- 3 卸売業者は、前項の規定により委託者から市長の指定する検査

員の検査を受けるよう指示を受けたときは、市長の定めるところにより検査を受け、その検査を受けた旨の市長の証明書を委託者に交付しなければならない。

4 卸売業者は、卸売をした物品の買受人から当該物品に異状があるとの申出があったときは、市長の定めるところにより、市長の指定する検査員の検査を求めることができる。

5 第57条第1項に規定する卸売に関し、卸売業者が市場外において受託物品を受領する場合にあっては、卸売業者は確実な検収に努めるとともに、受託物品に異状を認めたときは速やかに委託者に通知するものとし、委託者から直接買受人に当該物品が引き渡される場合にあっては、買受人が検収を行うものとする。

(仲卸業者の業務の規制)

第60条 仲卸業者は、第26条第1項の許可に係る市場及び取扱品目の部類に属する物品について、市場内における販売の委託の引受けをしてはならない。

2 仲卸業者は、取引の秩序を乱すおそれがない場合に限り、第26条第1項の許可に係る市場及び取扱品目の部類に属する物品で、同項の許可に係る市場の卸売業者から買い入れることが困難なものを、当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて市場内で販売することができる。

3 仲卸業者は、市長の定めるところにより、仲卸しの業務に係る仕入実績を前項に規定する買入れとそれ以外の買入れに区分して、市長に報告しなければならない。

(衛生上有害な物品の売買禁止等)

第61条 市長は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。

2 取引参加者等は、衛生上有害な物品を市場において売買し、又は売買の目的をもって市場に搬入してはならない。

3 市長は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。

(物品の品質管理)

第62条 取引参加者等は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)その他の生鮮食料品等の品質管理に関する法令等を遵守して取引を行わなければならない。

2 市長は、取引参加者等が前項の規定に従って取引を行うよう指導するものとする。

(卸売業者及び仲卸業者の市場外での販売場所の届出)

第63条 卸売業者及び仲卸業者が、市場外においてその許可に係る市場及び取扱品目の部類に属する物品の卸売その他の販売をしようとするときは、市長が定めるところにより市長に当該販売に係

る事業所を届け出るものとする。

#### 第 4 章 市場施設の使用

##### (施設の使用指定)

第 64 条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、市長が指定する。

2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認める場合で、次のいずれにも該当しないときは、売買参加者その他前項に規定する者以外の者に対して市場施設の使用を許可することができる。

(1) 申請者（次項の規定により申請書を市長に提出した者をいう。次号において同じ。）が暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。

(2) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させているとき。

3 第 1 項の指定又は前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、それぞれ申請書を市長に提出しなければならない。

4 第 2 項の許可を受けた者は、許可を受けた日から起算して 1 箇月以内に、規則で定めるところにより、誓約書を添えて市長に保証金を預託しなければならない。ただし、公益的な目的のための使用であると市長が認めた場合については、この限りでない。

5 前項の保証金の額は、使用料月額額の 6 倍以内で規則で定める。

6 第 14 条第 2 項及び第 15 条から第 17 条までの規定は、第 4 項の保証金について準用する。

##### (用途変更、転貸等の禁止)

第 65 条 前条第 1 項の指定又は同条第 2 項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該施設の用途を変更し、又は当該施設の全部若しくは一部を転貸してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

##### (原状変更の禁止)

第 66 条 使用者は、市長の承認を受けずに市場施設に建築し、造作し、若しくは模様替し、又はその原状を変更してはならない。

2 使用者が市長の承認を受けて、市場施設に建築し、造作し、若しくは模様替し、又はその原状を変更したときは、当該施設の返還の際、市長は使用者に対し原状回復を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命ずるものとする。ただし、市長が必要がないと認めめた場合は、この限りでない。

3 市長は、使用者が市長の承認を受けて市場施設に建築し、造作し、若しくは模様替し、又はその原状に変更を加えた物件について、当該物件がき損し、若しくは汚損し、又は危険を生ずるおそ

れがあるとき認めるときは、当該使用者に対して当該物件を修繕し、又は除却すべき旨を命ずることができる。

4 前項の規定は、使用者が所有する備品等について準用する。

(指定又は許可の取消等)

第67条 市長は、次のいずれかに該当するときは、使用者に対し、第64条第1項の指定若しくは同条第2項の許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。

(1) 使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(2) 市場施設について業務の監督、災害の予防、衛生の保持その他管理上必要があるとき市長が認めたとき。

(3) 第64条第2項の許可を受けた者が同項各号に規定する者のいずれかに該当することとなったとき。

(施設の返還)

第68条 使用者の死亡、解散若しくは廃業又はその業務に係る許可の取消しその他の理由により、市場施設の使用資格が消滅したときは、使用者又はその相続人その他の承継人は、市長の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長が原状回復の必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(補修命令等)

第69条 市長は、故意又は過失により市場施設を滅失し、又は損傷した者に対して、その補修を命じ、又はその費用の弁償を命ずることができる。

(使用料等)

第70条 市場の使用料は、別表に定める金額に1.1を乗じて得た額の範囲内で規則で定める。

2 市場において使用する電気、ガス、水道等の費用で市長が指定するものは、使用者の負担とする。

3 市長は、特別の理由があるとき認めるときは、第1項の使用料を減免することができる。

4 前3項に定めるもののほか、第1項の使用料及び第2項の費用の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第5章 監督

(報告及び検査)

第71条 市長は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があるとき認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他の業務を行う場

- 所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 市長は、市場施設の適正な使用を確保するため必要があると認めるときは、使用者に対し、指定若しくは許可を受けた市場施設の使用に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、これらの市場施設に立ち入り、その使用状況を検査させることができる。
- 3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- (改善措置命令)
- 第72条 市長は、市場における卸売又は仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者又は仲卸業者に対し、業務又は会計に関し必要な改善措置を執るべき旨を命ずることができる。
- 2 市長は、卸売業者又は仲卸業者の財産の状況が次のいずれかに該当する場合において、市場における卸売又は仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者又は仲卸業者に対し、財産に関し必要な改善措置を執るべき旨を命ずることができる。
- (1) 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が規則で定める率を下回った場合
- (2) 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が規則で定める率を下回った場合
- (3) 規則で定める連続する事業年度において、経常損失が生じた場合
- 3 前2項に定めるもののほか、市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、取引参加者等に対し、業務に関し必要な改善措置を執るべき旨を命ずることができる。
- 4 市長は、市場施設の適正かつ効率的な使用を確保するため必要があると認めるときは、使用者に対し、市場施設の使用に関し必要な改善措置を執るべき旨を命ずることができる。
- (監督処分)
- 第73条 市長は、取引参加者等がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該取引参加者等に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、5万円以下の過料を科し、その許可若しくは承認を取り消し、又は6箇月以内の期間を定めてその業務の全部

若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 市長は、せり人が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6箇月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(2) せり人が、せり売に関して委託者若しくは仲卸業者若しくは売買参加者と通じて不当な処置をなし、又はこれらの者をして談合その他の不正行為をさせたとき。

(3) せり人がその職務に関して委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者から金品その他の利益を受取したとき。

(4) その他市場においてせり人としての職務に公正を欠く行為があったと認められたとき。

3 取引参加者等について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対し6箇月以内の期間を定めて市場への入場を禁止することができるほか、その取引参加者等に対しても第1項の規定を適用する。

#### 第6章 市場開設運営協議会

(設置)

第74条 本市に横浜市中央卸売市場開設運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第75条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、又は意見を具申する。

(1) 市場の開設又はその業務の運営に関し必要な事項

(2) 市場における売買取引に関し必要な事項

(3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第76条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

3 市長は、協議会に、専門又は特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員又は臨時委員を置くことができる。

(委任)

第77条 前3条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 第7章 雑則

(卸売の業務の代行)

第 78 条 市長は、卸売業者が許可の取消しその他の行政処分を受け、又はその他の理由で卸売の業務の全部又は一部を行うことができなくなつた場合には、当該卸売業者に対し販売の委託があり、又は販売の委託の申込みがあつた物品について、他の卸売業者に卸売の業務を行わせるものとする。

2 市長は、前項の卸売の業務を行わせる卸売業者がない場合又は他の卸売業者に行わせることが不相当と認める場合は、自らその卸売の業務を行うことができる。

3 前2項の規定は、市場に出荷された物品について委託の引受けをする卸売業者がない場合又は不明な場合について準用する。

(災害時における生鮮食料品等の確保)

第 79 条 市長は、災害の発生に際して、生鮮食料品等を確保するため特に必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し生鮮食料品等の確保について必要な協力を求めることができる。

(無許可営業の禁止)

第 80 条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合並びに市長が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、市場外への退去を命ぜることができる。

(市場への出入等に対する指示)

第 81 条 市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び市場内における運搬については、市長の指示に従わなければならない。

2 市長は、前項の指示に従わない者に対し、市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び市場内における運搬を禁止することができる。

(清潔保持及び環境改善)

第 82 条 取引参加者等は、廃棄物の適正処理等による市場の清潔の保持並びに排気ガス及び騒音の抑制等事業活動に伴う環境負荷の低減に努めなければならない。

(市場秩序の保持等)

第 83 条 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行つてはならない。

2 市長は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、入場の制限その他必要な措置を執ることができる。

(許可等の条件)

第 84 条 この条例の規定による許可、認可、承認又は指定には、条件を付けることができる。

2 前項の条件は、許可、認可、承認又は指定に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可、認可、承認又は指定を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

(委任)

第 85 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の横浜市中心卸売市場条例（以下「新条例」という。）の規定による許可、認可、承認及び指定並びに登録及び届出並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に効力を有する旧法第15条第1項の規定に基づきなされた許可は、新条例第9条第1項の規定に基づく許可とみなし、旧法第21条第1項又は第2項の規定に基づきなされた認可は、新条例第11条第1項又は第2項の規定に基づく認可とみなす。

4 この条例の施行の際現に効力を有する旧条例の規定に基づきなされた許可、認可、承認、指定等の処分その他の行為は、新条例の規定に基づく許可、認可、承認、指定等の処分その他の行為とみなす。

5 前項の規定により新条例第20条第1項に基づくせり人の登録及び第21条第1項に基づくせり人の登録の更新とみなされたそれぞれの登録に係る有効期間については、なお従前の例による。

6 この条例の施行前に旧条例の規定に基づき行った手続、行われた手続その他の行為は、新条例の相当規定により行った手続、行われた手続その他の行為とみなす。

別 表 (第70条第1項)

市場	種 別	使 用 料 の 額
	卸売業者市場使用料	税抜き卸売金額の1,000分の3
	仲卸業者市場使用料	仲卸業者が第60条第2項の規定に基づき買入れた物品の販売金額の1,000分の3

本場	共通	関連事業者市場 使用料	生鮮食料品等の販売金額の 1,000 分の 3	
		関連事業者店舗 使用料	1 平方メートルにつき	月額 2,100 円
		福利厚生施設使 用料	1 平方メートルにつき	月額 700 円
		駐車場使用料	1 平方メートルにつき	月額 1,000 円
		通過貨物使用料	10キログラムにつき	50 円
	青果部	卸売業者売場使 用料	1 平方メートルにつき	月額 500 円
		卸売業者低温売 場使用料	1 平方メートルにつき	月額 900 円
		仲卸業者売場使 用料	1 平方メートルにつき	月額 1,700 円
		事務室使用料	1 平方メートルにつき	月額 1,800 円
		屋上屋外使用料	1 平方メートルにつき	月額 800 円
		配送センター使 用料	1 平方メートルにつき	月額 610 円
		倉庫使用料	1 平方メートルにつき	月額 1,800 円
		発酵室使用料	1 平方メートルにつき	月額 190 円
		加工処理場使用 料	1 平方メートルにつき	月額 1,920 円
		冷蔵庫使用料	1 平方メートルにつき	月額 3,000 円
	水産物 部・鳥 卵部	卸売業者売場使 用料	1 平方メートルにつき	月額 360 円
		仲卸業者売場使 用料	1 平方メートルにつき	月額 1,900 円
		事務室使用料	1 平方メートルにつき	月額 1,800 円
		屋上屋外使用料	1 平方メートルにつき	月額 600 円
		配送センター使 用料	1 平方メートルにつき	月額 1,200 円
倉庫使用料		1 平方メートルにつき	月額 1,900 円	
加工処理場使用 料		1 平方メートルにつき	月額 2,100 円	

		冷蔵庫使用料	1 平方メートルにつき	月額	3,000 円
		廃棄物処理施設使用料	1 平方メートルにつき	月額	1,900 円
食肉市場	食肉部	卸売業者市場使用料	税抜き卸売金額の 1,000 分の 3		
		仲卸業者市場使用料	仲卸業者が第60条第 2 項の規定に基づき買入れた物品の販売金額の 1,000 分の 3		
		関連事業者市場使用料	生鮮食料品等の販売金額の 1,000 分の 3		
		卸売業者売場使用料	1 平方メートルにつき	月額	50 円
		仲卸業者売場使用料	1 平方メートルにつき	月額	1,490 円
		関連事業者店舗使用料	1 平方メートルにつき	月額	500 円
		事務室使用料	1 平方メートルにつき	月額	540 円
		仲卸棟事務室使用料	1 平方メートルにつき	月額	1,590 円
		屋上屋外使用料	1 平方メートルにつき	月額	50 円
		買荷保管所使用料	1 平方メートルにつき	月額	1,960 円
		仲卸業者買荷保管所使用料	1 平方メートルにつき	月額	2,020 円
		倉庫使用料	1 平方メートルにつき	月額	230 円
		冷蔵庫使用料	1 平方メートルにつき	月額	3,000 円
		仲卸業者冷蔵庫使用料	1 平方メートルにつき	月額	4,660 円
		福利厚生施設使用料	1 平方メートルにつき	月額	1,540 円
		駐車場使用料	1 平方メートルにつき	月額	300 円
		通過貨物使用料	10キログラムにつき		50 円

( 備 考 )

- 1 使用料の額を算出する基礎となる面積が 1 平方メートル未満のとき、又はその面積に 1 平方メートル未満の端数があるときは、その面積又は端数面積を 1 平方メートルとし

て計算する。

- 2 使用料の額を算出する基礎となる期間が1箇月未満のとき、又はその期間に1箇月未満の端数があるときは、その期間又は端数期間に係る使用料の額は、日割をもって算出する。
- 3 通過貨物使用料の額を算出する基礎となるキログラム数が10キログラム未満のとき、又はそのキログラム数に10キログラム未満の端数があるときは、そのキログラム数又は端数キログラム数を10キログラムとして計算する。
- 4 「販売金額」は、消費税額及び地方消費税額を含まない。

横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月25日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第37号

横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 横浜市一般職職員の給与に関する条例(昭和26年3月横浜市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 行政職員給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	126,900	198,200	220,700	240,600	265,600	318,500	456,500	543,800
	2	128,000	200,300	222,600	242,800	267,800	321,200	459,500	546,100
	3	129,100	202,300	224,500	244,900	270,100	324,000	462,600	548,400
	4	130,100	204,500	226,500	247,100	272,300	326,800	465,600	550,700
	5	131,000	206,500	228,600	249,300	274,500	329,500	468,700	552,900
	6	132,000	208,500	230,700	251,500	276,600	332,200	471,800	555,000
	7	133,000	210,300	232,800	253,600	278,700	334,900	474,800	557,000
	8	134,100	212,000	234,900	255,700	280,800	337,700	477,700	559,000
	9	135,100	213,800	236,900	257,800	282,900	340,400	480,500	561,000
	10	136,200	215,500	238,900	259,900	285,000	343,100	482,900	563,000
	11	137,300	217,200	240,900	262,000	287,100	345,800	485,200	564,900
	12	138,400	219,000	242,900	264,200	289,300	348,600	487,400	566,700
	13	139,500	220,800	244,900	266,400	291,500	351,400	489,600	568,600
	14	140,500	222,800	246,900	268,500	293,700	354,100	491,000	570,400
	15	141,500	224,800	248,900	270,600	295,800	356,900	492,400	572,200
	16	142,600	226,700	250,800	272,700	297,900	359,700	493,800	574,000
	17	143,600	228,600	252,700	274,800	300,000	362,500	495,200	575,700
	18	144,700	230,600	254,600	277,000	302,200	365,300	496,500	577,300
	19	145,800	232,600	256,500	279,200	304,300	368,000	497,800	578,800
	20	146,800	234,600	258,500	281,500	306,300	370,700	499,100	580,200
	21	147,800	236,600	260,500	283,700	308,400	373,500	500,100	581,600
	22	148,900	238,500	262,500	285,800	310,500	376,200	501,100	582,900
	23	150,000	240,400	264,500	287,900	312,700	379,000	502,000	584,200
	24	151,100	242,300	266,500	290,000	314,900	381,800	502,800	585,400
	25	152,300	244,200	268,500	292,100	317,200	384,500	503,600	586,600
	26	153,900	246,100	270,600	294,300	319,400	387,300	504,400	587,900
	27	155,500	247,900	272,700	296,400	321,700	390,100	505,200	589,100
	28	157,100	249,800	274,700	298,400	324,000	392,900	506,100	590,400
	29	158,700	251,600	276,700	300,400	326,300	395,500	506,900	591,600
	30	160,800	253,500	278,600	302,500	328,600	398,200	507,700	592,800
	31	163,200	255,500	280,600	304,600	330,900	400,800	508,500	594,000
	32	165,500	257,400	282,600	306,700	333,200	403,400	509,300	595,300
	33	167,900	259,300	284,600	308,800	335,500	406,000	510,100	596,500
	34	170,500	261,200	286,600	311,000	337,700	408,500	510,900	597,700
	35	173,100	263,100	288,600	313,200	339,900	411,000	511,700	599,000
	36	175,700	265,000	290,600	315,500	342,000	413,500	512,600	600,200
	37	178,100	266,900	292,600	317,700	344,100	416,000	513,400	601,400
	38	179,800	268,800	294,600	320,000	346,100	418,400	514,200	602,600
	39	181,300	270,700	296,600	322,300	348,200	420,900	515,100	603,800
	40	182,900	272,600	298,600	324,600	350,200	423,400	516,000	605,100
	41	184,400	274,400	300,600	326,900	352,100	425,800	516,800	606,300
	42	186,100	276,300	302,700	329,300	354,100	428,000	517,600	607,500

43	187,900	278,200	304,900	331,600	356,100	430,200	518,500	608,700
44	189,700	280,100	307,100	333,900	358,000	432,300	519,400	610,000
45	191,400	281,900	309,200	336,100	359,900	434,400	520,200	611,200
46	193,100	283,700	311,300	338,300	361,700	436,400	521,000	612,400
47	194,800	285,600	313,500	340,500	363,400	438,300	521,800	613,600
48	196,600	287,400	315,700	342,700	365,100	440,100	522,700	614,800
49	198,500	289,200	317,800	344,800	366,700	441,800	523,500	616,000
50	200,600	291,000	320,000	346,800	368,200	443,500	524,300	617,200
51	202,700	292,900	322,100	348,800	369,600	445,100	525,100	618,400
52	204,900	294,800	324,200	350,800	371,100	446,600	526,000	619,600
53	206,900	296,700	326,300	352,800	372,400	448,000	526,900	620,900
54	208,900	298,600	328,400	354,700	373,700	449,300	527,700	622,100
55	210,700	300,500	330,400	356,600	375,000	450,500	528,500	623,300
56	212,500	302,300	332,400	358,400	376,300	451,600	529,400	624,600
57	214,300	304,200	334,300	360,100	377,600	452,600	530,300	625,800
58	216,100	306,200	336,300	361,500	378,800	453,500	531,100	
59	218,000	308,100	338,200	363,000	380,000	454,400	531,900	
60	220,000	310,000	340,100	364,400	381,100	455,200	532,700	
61	221,800	311,800	342,000	365,800	382,100	455,900	533,600	
62	223,900	313,500	343,800	367,100	383,100	456,600		
63	226,000	315,200	345,500	368,300	384,100	457,300		
64	228,000	316,800	347,200	369,500	385,000	458,000		
65	229,900	318,500	348,800	370,600	385,900	458,600		
66	231,900	319,800	350,300	371,600	386,700	459,200		
67	234,000	321,000	351,700	372,600	387,400	459,900		
68	236,100	322,300	353,100	373,500	388,100	460,600		
69	238,200	323,400	354,400	374,300	388,800	461,300		
70	240,200	324,600	355,700	375,100	389,400	461,900		
71	242,100	325,700	357,000	375,900	390,000	462,600		
72	244,100	326,800	358,200	376,600	390,700	463,300		
73	246,100	327,800	359,300	377,300	391,400	463,900		
74	248,000	328,900	360,300	378,000	392,000	464,500		
75	249,900	330,100	361,200	378,600	392,600	465,200		
76	251,800	331,200	362,100	379,100	393,100	465,900		
77	253,700	332,200	363,000	379,600	393,700	466,500		
78	255,600	333,100	363,800	380,100	394,200	467,200		
79	257,600	334,000	364,500	380,600	394,700	467,900		
80	259,600	334,800	365,100	381,000	395,200	468,500		
81	261,500	335,500	365,700	381,400	395,700	469,100		
82	263,500	336,200	366,400	381,900	396,100	469,800		
83	265,500	336,900	367,000	382,300	396,600	470,500		
84	267,400	337,500	367,600	382,700	397,000	471,100		
85	269,300	338,100	368,100	383,000	397,400	471,700		
86	271,300	338,700	368,500	383,400	397,900	472,300		
87	273,300	339,300	368,900	383,800	398,300	473,000		
88	275,300	339,900	369,300	384,200	398,700	473,700		
89	277,200	340,400	369,700	384,600	399,100	474,300		

再任職員以外の職員

90	279, 100	340, 900	370, 100	385, 100	399, 500	475, 000
91	281, 000	341, 400	370, 500	385, 500	400, 000	475, 700
92	282, 900	341, 900	370, 800	385, 900	400, 400	476, 300
93	284, 800	342, 500	371, 200	386, 200	400, 800	476, 900
94	285, 600	343, 000	371, 600	386, 600	401, 300	477, 600
95	286, 300	343, 400	372, 000	387, 000	401, 700	478, 300
96	286, 900	343, 900	372, 400	387, 400	402, 100	479, 000
97	287, 400	344, 400	372, 700	387, 800	402, 500	479, 600
98	287, 900	344, 900	373, 100	388, 200	402, 900	480, 300
99	288, 400	345, 400	373, 400	388, 700	403, 400	481, 000
100	288, 900	345, 900	373, 800	389, 100	403, 800	481, 600
101	289, 300	346, 300	374, 100	389, 500	404, 200	482, 200
102	289, 700	346, 600	374, 500	389, 900	404, 700	482, 900
103	290, 100	346, 900	374, 800	390, 300	405, 100	483, 600
104	290, 500	347, 200	375, 200	390, 700	405, 500	484, 200
105	290, 900	347, 500	375, 500	391, 100	405, 900	484, 900
106	291, 300		375, 900	391, 600	406, 400	485, 500
107	291, 700		376, 300	392, 100	406, 800	486, 200
108	292, 000		376, 600	392, 500	407, 200	486, 800
109	292, 300		376, 900	392, 800	407, 600	487, 500
110	292, 600		377, 300	393, 200	408, 100	488, 200
111	292, 900		377, 700	393, 700	408, 500	488, 800
112	293, 200		378, 000	394, 100	408, 900	489, 400
113	293, 600		378, 400	394, 500	409, 300	490, 100
114			378, 800	395, 000	409, 700	490, 800
115			379, 200	395, 400	410, 200	491, 400
116			379, 500	395, 800	410, 600	492, 000
117			379, 900	396, 100	411, 000	492, 700
118			380, 300	396, 500	411, 400	493, 400
119			380, 700	397, 000	411, 900	494, 100
120			381, 000	397, 400	412, 300	494, 700
121			381, 400	397, 800	412, 700	495, 300
122			381, 800	398, 300	413, 200	
123			382, 100	398, 700	413, 700	
124			382, 500	399, 100	414, 100	
125			382, 800	399, 400	414, 500	
126			383, 200	399, 800	414, 900	
127			383, 600	400, 300	415, 400	
128			383, 900	400, 700	415, 800	
129			384, 300	401, 100	416, 200	
130			384, 700	401, 600	416, 700	
131			385, 000	402, 100	417, 100	
132			385, 300	402, 500	417, 500	
133			385, 600	402, 800	417, 900	
134				403, 200	418, 400	
135				403, 700	418, 900	
136				404, 100	419, 300	

	137				404,500	419,700			
	138				405,000	420,100			
	139				405,500	420,500			
	140				405,900	420,900			
	141				406,300	421,300			
	142				406,800				
	143				407,200				
	144				407,600				
	145				408,000				
	146				408,500				
	147				409,000				
	148				409,400				
	149				409,800				
再任用職員		183,600	210,700	246,800	263,500	284,800	316,900	352,800	385,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第21条に規定する職員を除く。

別表第2 消防職員給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	157,400	181,200	212,700	240,600	265,600	318,500	456,500
	2	158,100	183,000	214,700	242,800	267,800	321,200	459,500
	3	158,700	184,700	216,700	244,900	270,100	324,000	462,600
	4	159,300	186,400	218,700	247,100	272,300	326,800	465,600
	5	159,800	188,100	220,700	249,300	274,500	329,500	468,700
	6	160,800	189,900	222,600	251,500	276,600	332,200	471,800
	7	161,800	191,600	224,500	253,600	278,700	334,900	474,800
	8	162,800	193,400	226,500	255,700	280,800	337,700	477,700
	9	163,700	195,200	228,600	257,800	282,900	340,400	480,500
	10	164,300	197,100	230,700	259,900	285,000	343,100	482,900
	11	165,100	199,000	232,800	262,000	287,100	345,800	485,200
	12	165,800	201,000	234,900	264,200	289,300	348,600	487,400
	13	166,500	203,000	236,900	266,400	291,500	351,400	489,600
	14	167,400	205,000	238,900	268,500	293,700	354,100	491,000
	15	168,300	206,800	240,900	270,600	295,800	356,900	492,400
	16	169,200	208,700	242,900	272,700	297,900	359,700	493,800
	17	170,300	210,600	244,900	274,800	300,000	362,500	495,200
	18	172,300	212,500	246,900	277,000	302,200	365,300	496,500
	19	174,200	214,500	248,900	279,200	304,300	368,000	497,800
	20	176,200	216,300	250,800	281,500	306,300	370,700	499,100
	21	178,000	218,000	252,700	283,700	308,400	373,500	500,100
	22	179,800	219,900	254,600	285,800	310,500	376,200	501,100
	23	181,600	221,700	256,500	287,900	312,700	379,000	502,000
	24	183,400	223,600	258,500	290,000	314,900	381,800	502,800
	25	185,300	225,500	260,500	292,100	317,200	384,500	503,600
	26	187,200	227,400	262,500	294,300	319,400	387,300	504,400
	27	188,800	229,400	264,500	296,400	321,700	390,100	505,200
	28	190,400	231,400	266,500	298,400	324,000	392,900	506,100
	29	192,100	233,400	268,500	300,400	326,300	395,500	506,900
	30	193,800	235,300	270,600	302,500	328,600	398,200	507,700
	31	195,600	237,300	272,700	304,600	330,900	400,800	508,500
	32	197,300	239,300	274,700	306,700	333,200	403,400	509,300
	33	199,200	241,300	276,700	308,800	335,500	406,000	510,100
	34	201,300	243,300	278,600	311,000	337,700	408,500	510,900
	35	203,400	245,200	280,600	313,200	339,900	411,000	511,700
	36	205,500	247,100	282,600	315,500	342,000	413,500	512,600
	37	207,500	249,000	284,600	317,700	344,100	416,000	513,400
	38	209,500	250,900	286,600	320,000	346,100	418,400	514,200
	39	211,300	252,900	288,600	322,300	348,200	420,900	515,100
	40	213,000	254,900	290,600	324,600	350,200	423,400	516,000
	41	214,900	256,800	292,600	326,900	352,100	425,800	516,800
	42	216,700	258,800	294,600	329,300	354,100	428,000	517,600

43	218,600	260,800	296,600	331,600	356,100	430,200	518,500
44	220,500	262,800	298,600	333,900	358,000	432,300	519,400
45	222,400	264,800	300,600	336,100	359,900	434,400	520,200
46	224,200	266,900	302,700	338,300	361,700	436,400	521,000
47	226,200	268,800	304,900	340,500	363,400	438,300	521,800
48	228,200	270,900	307,100	342,700	365,100	440,100	522,700
49	230,200	272,900	309,200	344,800	366,700	441,800	523,500
50	232,300	275,000	311,300	346,800	368,200	443,500	524,300
51	234,400	277,000	313,500	348,800	369,600	445,100	525,100
52	236,400	278,900	315,700	350,800	371,100	446,600	526,000
53	238,500	281,000	317,800	352,800	372,400	448,000	526,900
54	240,500	283,000	320,000	354,700	373,700	449,300	527,700
55	242,400	285,000	322,100	356,600	375,000	450,500	528,500
56	244,300	287,000	324,200	358,400	376,300	451,600	529,400
57	246,300	289,000	326,300	360,100	377,600	452,600	530,300
58	248,300	291,000	328,400	361,500	378,800	453,500	531,100
59	250,200	293,000	330,400	363,000	380,000	454,400	531,900
60	252,000	294,900	332,400	364,400	381,100	455,200	532,700
61	253,900	296,800	334,300	365,800	382,100	455,900	533,600
62	255,700	298,800	336,300	367,100	383,100	456,600	
63	257,600	300,800	338,200	368,300	384,100	457,300	
64	259,600	302,700	340,100	369,500	385,000	458,000	
65	261,500	304,700	342,000	370,600	385,900	458,600	
66	263,500	306,800	343,800	371,600	386,700	459,200	
67	265,500	308,700	345,500	372,600	387,400	459,900	
68	267,500	310,700	347,200	373,500	388,100	460,600	
69	269,500	312,600	348,800	374,300	388,800	461,300	
70	271,500	314,500	350,300	375,100	389,400	461,900	
71	273,500	316,400	351,700	375,900	390,000	462,600	
72	275,500	318,400	353,100	376,600	390,700	463,300	
73	277,400	320,400	354,400	377,300	391,400	463,900	
74	279,300	322,300	355,700	378,000	392,000	464,500	
75	281,200	324,000	357,000	378,600	392,600	465,200	
76	283,100	325,800	358,200	379,100	393,100	465,900	
77	284,900	327,500	359,300	379,600	393,700	466,500	
78	285,700	329,100	360,300	380,100	394,200	467,200	
79	286,400	330,700	361,200	380,600	394,700	467,900	
80	287,100	332,200	362,100	381,000	395,200	468,500	
81	287,700	333,700	363,000	381,400	395,700	469,100	
82	288,400	335,200	363,800	381,900	396,100	469,800	
83	289,200	336,700	364,500	382,300	396,600	470,500	
84	290,000	338,100	365,100	382,700	397,000	471,100	
85	290,700	339,500	365,700	383,000	397,400	471,700	
86	291,500	340,800	366,400	383,400	397,900	472,300	
87	292,200	342,100	367,000	383,800	398,300	473,000	
88	292,800	343,400	367,600	384,200	398,700	473,700	
89	293,400	344,600	368,100	384,600	399,100	474,300	

再任職員以外の職員

90	294,000	345,500	368,500	385,100	399,500	475,000
91	294,700	346,400	368,900	385,500	400,000	475,700
92	295,400	347,200	369,300	385,900	400,400	476,300
93	296,000	347,900	369,700	386,200	400,800	476,900
94	296,500	348,600	370,100	386,600	401,300	477,600
95	296,900	349,200	370,500	387,000	401,700	478,300
96	297,200	349,700	370,800	387,400	402,100	479,000
97	297,500	350,200	371,200	387,800	402,500	479,600
98	297,800	351,000	371,600	388,200	402,900	480,300
99	298,100	351,900	372,000	388,700	403,400	481,000
100	298,400	352,700	372,400	389,100	403,800	481,600
101	298,800	353,500	372,700	389,500	404,200	482,200
102	299,100	354,200	373,100	389,900	404,700	482,900
103	299,400	354,900	373,400	390,300	405,100	483,600
104	299,700	355,600	373,800	390,700	405,500	484,200
105	300,100	356,300	374,100	391,100	405,900	484,900
106	300,400	357,000	374,500	391,600	406,400	485,500
107	300,700	357,700	374,800	392,100	406,800	486,200
108	301,000	358,300	375,200	392,500	407,200	486,800
109	301,400	358,900	375,500	392,800	407,600	487,500
110	301,700	359,600	375,900	393,200	408,100	488,200
111	302,000	360,300	376,300	393,700	408,500	488,800
112	302,300	360,900	376,600	394,100	408,900	489,400
113	302,700	361,500	376,900	394,500	409,300	490,100
114		362,000	377,300	395,000	409,700	490,800
115		362,500	377,700	395,400	410,200	491,400
116		363,100	378,000	395,800	410,600	492,000
117		363,800	378,400	396,100	411,000	492,700
118			378,800	396,500	411,400	493,400
119			379,200	397,000	411,900	494,100
120			379,500	397,400	412,300	494,700
121			379,900	397,800	412,700	495,300
122			380,300	398,300	413,200	
123			380,700	398,700	413,700	
124			381,000	399,100	414,100	
125			381,400	399,400	414,500	
126			381,800	399,800	414,900	
127			382,100	400,300	415,400	
128			382,500	400,700	415,800	
129			382,800	401,100	416,200	
130			383,200	401,600	416,700	
131			383,600	402,100	417,100	
132			383,900	402,500	417,500	
133			384,300	402,800	417,900	
134			384,700	403,200	418,400	
135			385,000	403,700	418,900	
136			385,300	404,100	419,300	

	137			385,600	404,500	419,700		
	138				405,000	420,100		
	139				405,500	420,500		
	140				405,900	420,900		
	141				406,300	421,300		
	142				406,800			
	143				407,200			
	144				407,600			
	145				408,000			
	146				408,500			
	147				409,000			
	148				409,400			
	149				409,800			
再任用職員		183,600	210,700	246,800	263,500	284,800	316,900	352,800

備考 この表は、消防吏員に適用する。

別表第4から別表第6までを次のように改める。

別表第4 教育職員給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	156,500	172,000	246,400	294,200	402,100
	2	157,900	174,100	248,700	296,800	403,600
	3	159,400	176,200	251,100	299,700	405,100
	4	160,900	178,300	253,200	302,100	406,600
	5	162,500	180,300	255,700	304,500	408,000
	6	164,400	182,400	258,000	306,900	409,400
	7	166,200	184,600	260,200	309,200	410,900
	8	167,900	186,700	262,300	311,500	412,400
	9	169,700	188,800	264,400	313,800	413,800
	10	171,800	191,500	266,600	316,400	415,200
	11	173,700	194,000	268,700	319,100	416,600
	12	175,700	196,600	270,700	321,900	417,900
	13	177,600	199,300	272,800	324,300	419,200
	14	179,800	200,900	274,800	326,300	420,600
	15	182,000	202,400	276,700	328,300	421,900
	16	184,000	204,000	278,600	330,500	423,300
	17	186,200	205,700	280,300	332,700	424,500
	18	188,600	207,300	282,600	334,900	425,800
	19	191,000	208,900	284,900	337,200	427,000
	20	193,300	210,500	287,300	339,300	428,300
	21	195,700	212,000	289,400	341,400	429,400
	22	197,200	213,900	291,900	343,500	430,600
	23	198,800	215,700	294,100	345,700	431,800
	24	200,400	217,500	296,800	347,800	433,100
	25	201,800	219,000	299,100	349,700	434,400
	26	203,400	220,900	301,500	351,600	435,600
	27	205,000	222,700	303,900	353,600	436,600
	28	206,600	224,600	306,200	355,600	437,700
	29	207,800	226,400	308,400	357,500	439,000
	30	209,500	228,900	310,600	359,300	440,100
	31	211,100	231,500	312,700	360,900	441,200
	32	212,700	234,000	314,800	362,800	442,300
	33	214,100	236,500	316,900	364,400	443,500
	34	215,800	239,100	318,900	366,100	444,400
	35	217,400	241,600	321,100	367,800	445,300
	36	219,100	244,100	323,100	369,500	446,000
	37	220,600	246,500	325,100	371,400	446,800
	38	222,200	248,800	327,200	372,900	447,600
	39	223,900	251,200	329,300	374,400	448,400
	40	225,600	253,300	331,500	376,000	449,200
	41	227,100	255,800	333,400	377,200	450,100
	42	228,700	258,100	335,500	378,600	450,800

43	230,200	260,300	337,600	379,900	451,600
44	231,600	262,400	339,700	381,400	452,400
45	233,100	264,500	341,600	382,900	453,300
46	234,400	266,700	343,500	384,500	454,100
47	235,600	268,800	345,500	386,100	454,900
48	236,600	270,800	347,500	387,600	455,700
49	237,900	272,900	349,100	389,000	456,600
50	239,400	274,900	351,000	390,400	457,400
51	240,600	276,800	352,800	391,900	458,200
52	242,000	278,700	354,600	393,300	459,000
53	243,100	280,500	356,500	394,500	459,900
54	244,300	282,800	358,200	395,800	460,700
55	245,700	285,100	359,800	396,900	461,400
56	246,700	287,500	361,400	398,000	462,200
57	248,000	289,600	362,800	399,300	463,100
58	249,100	292,100	364,300	400,500	
59	250,200	294,300	365,700	401,700	
60	251,300	297,000	367,100	403,000	
61	252,500	299,200	368,200	404,200	
62	253,800	301,600	369,500	405,200	
63	255,200	304,000	370,900	406,600	
64	256,300	306,300	372,200	407,900	
65	257,600	308,500	373,500	409,000	
66	259,100	310,700	374,700	410,100	
67	260,600	312,800	375,900	411,300	
68	262,200	314,900	377,200	412,400	
69	263,600	317,000	378,500	413,400	
70	265,000	319,000	379,600	414,400	
71	266,400	321,200	380,800	415,400	
72	267,700	323,200	382,000	416,400	
73	268,800	325,200	383,400	417,400	
74	270,200	327,300	384,400	418,100	
75	271,600	329,400	385,400	418,700	
76	272,700	331,600	386,400	419,400	
77	274,000	333,300	387,300	420,100	
78	275,200	335,100	388,300	420,800	
79	276,400	337,000	389,400	421,500	
80	277,500	338,700	390,400	422,200	
81	278,600	340,500	391,100	423,000	
82	279,800	342,300	392,000	423,700	
83	281,000	343,800	392,900	424,400	
84	282,100	345,600	393,800	425,100	
85	283,200	346,900	394,600	425,700	
86	284,300	348,500	395,400	426,200	
87	285,400	349,900	396,200	426,800	
88	286,600	351,400	397,000	427,500	
89	287,700	352,700	397,600	428,200	

再任用 職員以 外の職 員	90	288,800	354,000	398,300	428,700
	91	290,000	355,300	399,000	429,400
	92	291,200	356,700	399,700	429,900
	93	291,900	358,200	400,300	430,300
	94	292,800	359,400	401,000	430,900
	95	293,900	360,700	401,700	431,500
	96	295,100	361,900	402,500	432,100
	97	296,100	362,900	403,200	432,500
	98	297,200	363,900	404,000	433,100
	99	298,100	364,800	404,800	433,700
	100	299,200	365,800	405,600	434,300
	101	300,100	366,700	406,100	434,700
	102	301,200	367,700	406,800	435,300
	103	302,300	368,700	407,500	435,900
	104	303,200	369,600	408,200	436,500
	105	303,800	370,400	409,000	436,900
	106	304,700	371,300	409,700	437,500
	107	305,500	372,200	410,400	438,100
	108	306,300	373,200	411,100	438,600
	109	307,200	374,000	411,700	439,000
	110	307,600	374,900	412,200	439,600
	111	307,900	375,900	412,700	440,200
	112	308,400	376,900	413,300	440,800
	113	309,000	377,500	413,800	441,200
	114	309,400	378,400	414,300	441,800
	115	309,900	379,300	414,800	442,400
	116	310,400	380,100	415,300	443,000
	117	311,000	380,900	415,900	443,400
	118	311,500	381,600	416,300	444,000
	119	311,900	382,400	416,800	444,600
	120	312,400	383,200	417,300	445,200
	121	312,800	383,800	417,900	445,600
	122	313,200	384,600	418,400	
	123	313,700	385,200	418,900	
	124	314,200	385,900	419,400	
	125	314,800	386,500	420,000	
126	315,100	387,200	420,500		
127	315,400	387,700	421,000		
128	315,700	388,300	421,400		
129	315,900	389,000	422,000		
130	316,200	389,600	422,500		
131	316,500	390,100	423,000		
132	316,800	390,500	423,500		
133	317,000	390,800	424,100		
134	317,200	391,400	424,600		
135	317,400	392,000	425,100		
136	317,700	392,600	425,600		

137	317,900	393,100	426,200
138	318,100	393,700	
139	318,400	394,300	
140	318,700	394,900	
141	318,900	395,300	
142	319,100	395,800	
143	319,400	396,300	
144	319,600	396,900	
145	319,900	397,300	
146	320,100	397,900	
147	320,400	398,400	
148	320,700	399,000	
149	320,900	399,400	
150	321,100	399,900	
151	321,400	400,400	
152	321,700	400,800	
153	321,900	401,400	
154	322,200	401,900	
155	322,500	402,400	
156	322,700	402,900	
157	322,900	403,500	
158	323,100	404,000	
159	323,400	404,500	
160	323,600	405,000	
161	323,800	405,600	
162	324,100	406,000	
163	324,400	406,500	
164	324,600	407,000	
165	324,800	407,600	
166		408,100	
167		408,600	
168		409,100	
169		409,700	
170		410,200	
171		410,700	
172		411,100	
173		411,700	
174		412,200	
175		412,700	
176		413,200	
177		413,800	
178		414,300	
179		414,800	
180		415,300	
181		415,900	
182		416,300	
183		416,800	
184		417,300	

	185		417,900			
再任用 職員		224,200	259,800	284,300	328,200	400,700

備考 この表は、横浜市立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。

別表第5 技能職員等給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円
	1	126,900	198,200	218,400
	2	128,000	200,300	220,300
	3	129,100	202,300	222,200
	4	130,100	204,500	224,100
	5	131,000	206,500	226,200
	6	132,000	208,500	228,300
	7	133,000	210,300	230,400
	8	134,100	212,000	232,400
	9	135,100	213,800	234,400
	10	136,200	215,500	236,400
	11	137,300	217,200	238,500
	12	138,400	219,000	240,400
	13	139,500	220,800	242,400
	14	140,500	222,800	244,400
	15	141,500	224,800	246,400
	16	142,600	226,700	248,200
	17	143,600	228,600	250,100
	18	144,700	230,600	252,000
	19	145,800	232,600	253,800
	20	146,800	234,600	255,800
	21	147,800	236,600	257,800
	22	148,900	238,500	259,800
	23	150,000	240,400	261,700
	24	151,100	242,300	263,700
	25	152,300	244,200	265,700
	26	153,900	246,100	267,800
	27	155,500	247,900	269,800
	28	157,100	249,800	271,800
	29	158,700	251,600	273,800
	30	160,800	253,500	275,800
	31	163,200	255,500	277,700
	32	165,500	257,400	279,700
	33	167,900	259,300	281,700
	34	170,500	261,200	283,700
	35	173,100	263,100	285,600
	36	175,700	265,000	287,600
	37	178,100	266,900	289,600
	38	179,800	268,800	291,600
	39	181,300	270,700	293,500
	40	182,900	272,600	295,500
	41	184,400	274,400	297,500
	42	186,100	276,300	299,600

	43	187,900	278,200	301,700
	44	189,700	280,100	303,900
	45	191,400	281,900	306,000
	46	193,100	283,700	308,100
	47	194,800	285,600	310,300
	48	196,600	287,400	312,400
	49	198,500	289,200	314,500
	50	200,600	291,000	316,700
	51	202,700	292,900	318,800
	52	204,900	294,800	320,900
	53	206,900	296,700	322,900
	54	208,900	298,600	325,000
	55	210,700	300,500	327,000
	56	212,500	302,300	329,000
	57	214,300	304,200	330,800
	58	216,100	306,200	332,800
	59	218,000	308,100	334,700
	60	220,000	310,000	336,600
	61	221,800	311,800	338,400
	62	223,900	313,500	340,200
	63	226,000	315,200	341,900
	64	228,000	316,800	343,600
再任用 職員以 外の職 員	65	229,900	318,500	345,200
	66	231,900	319,800	346,700
	67	234,000	321,000	348,000
	68	236,100	322,300	349,500
	69	238,200	323,400	350,700
	70	240,200	324,600	352,000
	71	242,100	325,700	353,300
	72	244,100	326,800	354,500
	73	246,100	327,800	355,500
	74	248,000	328,900	356,500
	75	249,900	330,100	357,500
	76	251,800	331,200	358,300
	77	253,700	332,200	359,300
78	255,600	333,100	360,000	
79	257,600	334,000	360,700	
80	259,600	334,800	361,300	
81	261,500	335,500	361,900	
82	263,500	336,200	362,600	
83	265,500	336,900	363,200	
84	267,400	337,500	363,700	
85	269,300	338,100	364,300	
86	271,300	338,700	364,700	
87	273,300	339,300	365,100	
88	275,300	339,900	365,400	
89	277,200	340,400	365,800	

90	279,100	340,900	366,200
91	281,000	341,400	366,600
92	282,900	341,900	367,000
93	284,800	342,500	367,400
94	285,700	343,000	367,700
95	286,500	343,400	368,100
96	287,300	343,900	368,500
97	288,000	344,400	368,800
98	288,700	344,900	369,200
99	289,300	345,400	369,500
100	289,900	345,900	369,900
101	290,600	346,300	370,200
102	291,200	346,600	370,600
103	291,800	346,900	370,900
104	292,500	347,200	371,300
105	293,200	347,500	371,600
106	293,800		371,900
107	294,400		372,400
108	295,000		372,700
109	295,600		373,000
110	296,100		373,400
111	296,600		373,700
112	297,200		374,000
113	297,800		374,400
114	298,200		374,800
115	298,700		375,300
116	299,100		375,600
117	299,400		375,900
118	299,700		376,300
119	300,000		376,700
120	300,300		377,000
121	300,700		377,400
122	301,000		377,800
123	301,300		378,100
124	301,600		378,500
125	302,000		378,800
126	302,300		379,200
127	302,600		379,600
128	302,900		379,900
129	303,300		380,300
130			380,700
131			381,000
132			381,300
133			381,600
再任用 職員	183,600	210,700	246,800

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で、人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第6 医療職員給料表

職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	205,600	343,500	383,300	412,600	543,800
2	207,800	347,100	385,900	414,900	546,100
3	210,000	350,700	388,400	417,200	548,400
4	212,300	354,200	390,900	419,500	550,700
5	214,600	357,700	393,400	421,700	552,900
6	216,900	361,200	396,000	424,000	555,000
7	219,200	364,700	398,600	426,300	557,000
8	221,500	368,200	401,100	428,600	559,000
9	223,600	371,700	403,600	430,800	561,000
10	226,200	374,900	406,100	433,100	563,000
11	228,800	378,100	408,500	435,300	564,900
12	231,400	381,200	410,900	437,500	566,700
13	234,100	384,300	413,300	439,700	568,600
14	236,900	386,700	415,700	442,000	570,400
15	239,800	389,000	418,100	444,200	572,200
16	242,700	391,200	420,400	446,400	574,000
17	245,700	393,400	422,700	448,600	575,700
18	248,500	395,600	425,000	450,900	577,300
19	251,100	397,800	427,300	453,100	578,800
20	253,700	399,900	429,500	455,300	580,200
21	256,300	402,000	431,700	457,500	581,600
22	259,900	404,200	433,900	459,700	582,900
23	263,400	406,300	436,100	461,900	584,200
24	266,900	408,400	438,300	464,000	585,400
25	270,300	410,500	440,500	466,100	586,600
26	273,800	412,600	442,700	468,300	587,900
27	277,200	414,700	444,800	470,400	589,100
28	280,400	416,700	446,900	472,500	590,400
29	283,600	418,700	449,000	474,600	591,600
30	286,800	420,800	451,100	476,800	592,800
31	290,000	422,900	453,100	478,900	594,000
32	293,100	424,900	455,100	481,000	595,300
33	296,300	426,900	457,100	483,100	596,500
34	299,600	428,900	459,200	485,300	597,700
35	302,900	430,900	461,200	487,400	599,000
36	306,200	432,900	463,200	489,500	600,200
37	309,400	434,900	465,200	491,500	601,400
38	312,600	436,900	467,300	493,500	602,600
39	315,800	438,900	469,300	495,500	603,800
40	318,900	440,900	471,300	497,500	605,100
41	321,900	442,800	473,300	499,500	606,300
42	324,800	444,500	475,300	501,500	607,500

43	327,700	446,000	477,300	503,400	608,700
44	330,600	447,500	479,300	505,300	610,000
45	333,500	449,000	481,200	507,200	611,200
46	336,300	450,500	483,100	509,000	612,400
47	339,100	452,000	485,000	510,800	613,600
48	341,900	453,400	486,700	512,500	614,800
49	344,700	454,800	488,300	514,200	616,000
50	347,500	456,200	489,800	515,600	617,200
51	350,200	457,600	491,300	517,000	618,400
52	352,900	458,900	492,800	518,400	619,600
53	355,600	460,200	494,300	519,800	620,900
54	358,300	460,800	495,200	520,900	622,100
55	361,000	461,400	496,100	522,000	623,300
56	363,700	462,000	497,000	523,000	624,600
57	366,100	462,500	497,800	524,000	625,800
58	367,900		498,600	524,900	
59	369,600		499,400	525,800	
60	371,200		500,200	526,600	
61	372,700		501,000	527,400	
62	374,000		501,800	528,100	
63	375,200		502,500	528,800	
64	376,400		503,200	529,400	
65	377,600		503,900	530,000	
66	378,800		504,600	530,700	
67	380,000		505,300	531,400	
68	381,100		506,000	532,000	
69	382,200		506,700	532,600	
70	382,800		507,400	533,300	
71	383,400		508,100	534,000	
72	383,900		508,800	534,600	
73	384,300		509,400	535,200	
74				535,800	
75				536,400	
76				537,000	
77				537,600	

備考 この表は、医師及び歯科医師で、人事委員会規則で定めるものに適用する。

(横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年12月横浜市条例第115号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「374,000」を「375,000」に改める。

(地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第3条 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例(令和元年10月横浜市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第6条横浜市一般職職員の給与に関する条例別表第1備考1ただし書を削る改正規定中「別表第1備考1ただし書」を「別表第1備考ただし書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

2 第1条の規定による改正後の横浜市一般職職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)及び第2条の規定による改正後の横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「新任期付職員条例」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(委任)

3 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(給与の内払)

4 新給与条例又は新任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の横浜市一般職職員の給与に関する条例又は第2条の規定による改正前の横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて職員に支払われた給与は、それぞれ新給与条例又は新任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月25日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第38号

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年12月横浜市条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人舞岡・やとひと未来の項を削る。  
附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例別表特定非営利活動法人舞岡・やとひと未来の項の規定は、この規定に規定する特定非営利活動法人に対して同表の右欄に掲げる期間内に寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

横浜市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する  
条例をここに公布する。

令和元年12月25日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第39号

横浜市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の一部を  
改正する条例

横浜市スポーツ施設条例の一部を改正する条例（平成30年10月横  
浜市条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第3第2号の改正規定中「540」を「550」に、「388,000  
」を「395,000」に、「996,000」を「1,015,000」に、「144,00  
0」を「147,000」に、「215,000」を「219,000」に、「93,000  
」を「95,000」に、「281,000」を「286,000」に改める。

附 則

この条例は、横浜市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の施  
行の日から施行する。

横浜人形の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月25日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第40号

横浜人形の家条例の一部を改正する条例

横浜人形の家条例（平成27年2月横浜市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第10条第5項）

区 分	単 位	利 用 料 金
大 型 車	1台、1時間につき	2,000円
	1台、1日につき	6,300円
	1台、1月につき	103,000円
そ の 他 の も の	1台、1時間につき	500円
	1台、1日につき	2,200円
	1台、1月につき	36,000円

（備考）

- 1 「1日」とは、午後2時から翌日の午前11時までをいう。
- 2 1月単位の利用において、利用期間が1箇月に満たないとき、又は利用期間に1箇月未満の端数があるときは、利用料金は日割りをもって計算する。この場合において、1箇月は30日とする。

附 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月25日

横浜市 市長 林 文 子

横浜市条例第41号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例  
災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年8月横浜市条例第53号）の一部を次のように改正する。

目次中「第15条」を「第16条」に、  
「第5章 雑則（第16条・第17条）」

を  
「第5章 横浜市災害弔慰金等支給審査委員会（第17条）」  
「第6章 雑則（第18条）」

に改める。

第14条第1項中「やむを得ない理由」を「市長がやむを得ないと認める事情があること」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第16条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

第14条第2項中「その」を「当該」に、「貸付金」を「災害援護資金」に改める。

第15条中「又は精神」を「精神」に改め、「認められるとき」の次に「又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたとき」を加え、同条ただし書中「保証人が当該災害援護資金の償還未済額を償還することができると認められる場合」を「次のいずれか」に該当するとき」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 災害援護資金の貸付けを受けた者が、第16条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (2) 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することができると認められるとき。

「第5章 雑則」を削る。

第16条を次のように改める。

（報告等）

第16条 市長は、この条例の規定により、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するため必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、これらの者に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。

第17条を第18条とし、第16条の次に次の1章及び章名を加える。

第5章 横浜市災害弔慰金等支給審査委員会

第17条 市長の諮問に応じ、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関し必要な事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申するため、市長の附属機関として、横浜市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 市長は、委員会に、特別又は専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員、専門委員その他これらに準ずる委員を置くことができる。

4 前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に必要な事項は、市長が定める。

第6章 雑則

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

横浜市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月25日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第42号

横浜市営住宅条例の一部を改正する条例

横浜市営住宅条例（平成9年2月横浜市条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第64条」を「第64条の2」に改める。

第5条第1項に次の1号を加える。

(5) インターネット

第6条第4号中「市営住宅の」を「市営住宅又は横浜市改良住宅条例（昭和37年3月横浜市条例第7号）第2条第2号に規定する改良住宅建替事業による改良住宅の」に改める。

第7条第2項に次の1号を加える。

(10) 横浜市犯罪被害者等支援条例（平成30年12月横浜市条例第62号）第2条第2号に規定する犯罪被害者等（前号に掲げる者を除く。）のうち、次のいずれかに該当するもの

ア 犯罪等（犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第1項に規定する犯罪等をいう。以下同じ。）により被害（横浜市犯罪被害者等支援条例第2条第7号に規定する二次被害及び同条第8号に規定する再被害を含む。）を受けたために収入が減少し、生計を維持することが困難となった者  
イ 居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために、従前の住宅に居住することが困難となった者

第8条第1項中「第44条第3項」の次に「（住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第29条第1項の規定により準用される場合を含む。）」を加え、「の用途の廃止により当該市営住宅」を「若しくは横浜市改良住宅条例第2条第1号に規定する改良住宅（以下「改良住宅」という。）の用途の廃止により、当該市営住宅又は改良住宅」に改める。

第10条第1項中「選考し、」の次に「規則で定めるところにより」を加える。

第11条第1項中「市営住宅の入居者の公募を行う場合及び市営住宅」を「市営住宅及び改良住宅等（横浜市改良住宅条例第2条第3号に規定する改良住宅等をいう。以下同じ。）の入居者の公募を行う場合並びに市営住宅及び改良住宅等」に、「横浜市営住宅入居者選考審議会」を「横浜市市営住宅等入居者選考審議会」に改め、同条第2項中「横浜市営住宅入居者選考審議会」を「横浜市市営住宅等入居者選考審議会」に改める。

第13条の見出し中「新設住宅の」を削り、同条第1項中「新設住

宅の」を削り、「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第2項中「せず、又は入居者が当該市営住宅を立ち退き、若しくは第47条第2項の規定により市営住宅を明け渡した」を「しない」に改める。

第15条第1項第1号中「市内に住所を有する者（市外に住所を有する者のうち市長が特に認めるものを含む。）で、入居決定者と同程度以上の収入を有するもののうち、市長が適当と認める連帯保証人1人の署名する」を削り、同条第3項中「請書に連帯保証人の署名を必要としないこととし、又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

第25条第1項中「2月分」を「3月分」に改める。

第46条の見出し中「市営住宅の」を「市営住宅等の」に改め、同条中「第44条第3項」の次に「（住宅地区改良法第29条第1項の規定により準用される場合を含む。）」を加え、「市営住宅の用途」を「市営住宅又は改良住宅の用途」に、「市営住宅の除却」を「市営住宅又は改良住宅の除却」に、「当該市営住宅」を「当該市営住宅又は改良住宅」に、「従前の市営住宅」を「従前の市営住宅又は改良住宅」に改める。

第47条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

第4章中第64条の次に次の1条を加える。

（目的外使用等）

第64条の2 市長は、第56条の規定にかかわらず、市営住宅の入居者又は同居者による駐車場の使用を妨げない範囲において、規則で定める場合に限り、これらの者以外の者に対し、駐車場を使用させることができる。

2 前項の規定により駐車場を使用させる場合には、第57条から前条までの規定は、適用しない。

第68条第1項中「（改良住宅（横浜市改良住宅条例（昭和37年3月横浜市条例第7号）第2条第1号に規定する改良住宅をいう。以下同じ。））」を「（改良住宅等）」に、「同条第2号」を「横浜市改良住宅条例第2条第4号」に、「並びに改良住宅」を「並びに改良住宅等」に改める。

第69条第1項中「置く」を「置くことができる」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条、第15条、第25条第1項及び第47条第3項の改正規定並びに第4章中第64条の次に1条を加える改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市営住宅条例（以下「新条例」という。）第15条第1項第1号及び第3項の規定は、前項ただし書に規定する日（以下「一部施行日」という。）以後に提出する請書について適用し、一部施行日前に提出する請書についてはなお従前の例による。
- 3 新条例第25条第1項の規定は、一部施行日以後にする入居の申込みに係る保証金の金額について適用し、一部施行日前にする入居の申込みにについてはなお従前の例による。

横浜市改良住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月25日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第43号

横浜市改良住宅条例の一部を改正する条例

横浜市改良住宅条例（昭和37年3月横浜市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 更新住宅 国土交通大臣の承認を受けた改良住宅の建替えに係る計画（以下「改良住宅建替計画」という。）に基づく改良住宅建替事業（以下「改良住宅建替事業」という。）の施行により、本市が国の補助を受けて建設し、市民に賃貸するための住宅及びその附帯施設をいう。

(3) 改良住宅等 改良住宅及び更新住宅をいう。

第3条の見出し中「改良住宅」を「改良住宅等」に改め、同条第1項中「及び」の次に「更新住宅並びに」を加え、同条第2項中「改良住宅」を「改良住宅等」に改める。

第4条の見出し中「入居者」を「改良住宅の入居者」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（更新住宅の入居者の資格）

第4条の2 更新住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げる者で、更新住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められるものでなければならない。

(1) 次に掲げる者で、本市の改良住宅建替事業の施行に伴い住宅を失ったもの

ア 改良住宅建替計画に係る国土交通大臣の承認を受けた日（この条において「承認日」という。）から引き続き当該改良住宅建替計画に基づく改良住宅建替事業を施行する土地の区域（この条において「当該事業区域」という。）内に居住する者。ただし、承認日後に別世帯を構成するに至った者を除く。

イ アただし書に該当する者及び承認日後に当該事業区域内に居住するに至った者。ただし、規則で定めるところにより、市長が承認した者に限る。

ウ 承認日後にア又はイに掲げる者と同一の世帯に属するに至った者

(2) 前号ア、イ又はウに該当する者で、承認日後に当該事業区域内において災害により住宅を失ったもの

(3) 前2号に掲げる者と同一の世帯に属する者

第5条第1項中「前条」を「前2条」に、「改良住宅」を「改良住宅等」に改め、同条第2項中「(第3号及び第4号)」を「(第3号)」に、「第3項及び第4項」を「(第2項を除く。)」に改め、「第10条」の次に「、第13条」を、「これらの規定」の次に「(第6条第4号及び第8条第1項を除く。)」を加え、「改良住宅」を「改良住宅等」に改め、「の公募」との次に「、第6条第4号中「市営住宅建替事業による市営住宅又は横浜市改良住宅条例(昭和37年3月横浜市条例第7号)第2条第2号に規定する改良住宅建替事業」とあるのは「改良住宅建替事業」とを、「114,000円」との次に「、第8条第1項中「市営住宅の借上げに係る契約の終了又は法」とあるのは「法」と、「市営住宅若しくは横浜市改良住宅条例第2条第1号に規定する改良住宅(以下「改良住宅」という。)」の用途の廃止により、当該市営住宅又は改良住宅」とあるのは「改良住宅の用途の廃止により、当該改良住宅」と、「他の市営住宅」とあるのは「他の改良住宅等」とを加える。

第6条中「改良住宅の」を「改良住宅等の」に改める。

第7条第1項中「改良住宅」を「改良住宅等」に改める。

第9条中「改良住宅及び」を「改良住宅等及び」に改め、「、第11条」を削り、「第22条から第33条まで」を「第22条から第25条まで、第26条第1項及び第3項、第27条から第33条まで」に、「第42条、」を「第42条、第44条から第46条まで、」に改め、「これらの規定」の次に「(第44条から第46条まで及び第65条第5項を除く。)」を加え、「改良住宅」を「改良住宅等」に改め、「、第12条第1項中「次条第2項及び第14条第2項」とあるのは「第14条第2項」とを削り、「第42条中」を「第42条第1項中」に改め、「あっせん等」との次に「、第44条の見出し中「市営住宅への」とあるのは「更新住宅への」と、同条中「市営住宅建替事業」とあるのは「改良住宅建替事業」と、「市営住宅の」とあるのは「改良住宅の」と、「法第40条第1項の規定により、当該建替事業により新たに整備される市営住宅」とあるのは「当該改良住宅建替事業により新たに整備される更新住宅」と、第45条の見出し中「市営住宅建替事業」とあるのは「改良住宅建替事業」と、同条中「市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅」とあるのは「改良住宅の入居者を新たに整備された更新住宅」と、「市営住宅の使用料が従前の市営住宅」とあるのは「更新住宅の使用料が従前の改良住宅」と、「第19条第1項、第36条第1項又は第39条第1項」とあるのは「横浜市改良住宅条例第6条又は第8条」と、第46条の見出し中「市営住宅等の用途の廃止による他の市営住宅」とあるのは「改良住宅の用途の廃止による他の改良住宅等」と、同条中「市営住宅又は改良住宅」とあるのは「

改良住宅の用途の廃止による改良住宅」と、「市営住宅又は改良住宅の入居者を他の市営住宅」とあるのは「改良住宅の入居者を他の改良住宅等」と、「市営住宅の使用料が従前の市営住宅又は改良住宅」とあるのは「改良住宅等の使用料が従前の改良住宅」と、「第19条第1項、第36条第1項又は第39条第1項」とあるのは「横浜市改良住宅条例第6条又は第8条」と」を加える。

付則第2項中「第3条第1号」を「第2条第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

横浜市病院事業の設置等に関する条例及び横浜市病院事業の経営する病院条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月25日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第44号

横浜市病院事業の設置等に関する条例及び横浜市病院事業の経営する病院条例の一部を改正する条例

(横浜市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 横浜市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年12月横浜市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

2 病院事業が経営する病院(以下「病院」という。)の名称、位置、診療科目及び病床数は、別表第1のとおりとする。

第4条第3項中「横浜市立市民病院にがん検診センターを、横浜市立脳卒中・神経脊椎センターに」を「横浜市立脳卒中・神経脊椎センターに、」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 前項の規定に基づき横浜市立脳卒中・神経脊椎センターに附置される介護老人保健施設の定員は、別表第2の左欄に掲げる提供するサービスの種別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

第4条第5項及び第6項を削る。

第8条第1項及び第2項中「別表」を「別表第3」に改める。

別表中横浜市立市民病院再整備事業者評価委員会の項を削り、同表を別表第3とし、附則の次に次の2表を加える。

別表第1(第4条第2項)

名称	位置	診療科目	病床数
横浜市立市民病院	横浜市神奈川区及び西区	内科、外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、救急科、麻酔科、歯科口腔外科その他病院事業管理者が定める診療科目	1 一般病床 624床 2 感染症病床 26床
横浜市立みなと赤十字病院	横浜市中区	内科、外科、精神科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、救急科、麻酔科、歯科口腔外科その他病院事業管理者が定める診療科目	1 一般病床 584床 2 精神病床 50床
横浜市立脳卒	横浜市磯子区	内科、脳神経内科、整形外科、脳神経外科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科その	一般病床 30 0床

中・神 経脊 椎 セ ン タ ー	他脳卒中・神経脊椎医療に関する診療科目で病 院事業管理者が定めるもの
------------------------------------	---------------------------------------

別表第2 (第4条第4項)

種別	定員
介護保険法第8条第10項に規定する短期入所療養介護及び同条第28項に規定する介護保健施設サービス並びに同法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護	80人
介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション及び同法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション	33人

(横浜市病院事業の経営する病院条例の一部改正)

第2条 横浜市病院事業の経営する病院条例(平成12年3月横浜市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条第2項」の次に「及び別表第1」を加える。

第2条第1項中「及び第6号」を削る。

第7条第4項及び第8条第5項中「別表」を「別表第3」に改める。

別表中「3時間まで」を「2時間まで」に、「3時間を超えて1時間までごと」を「2時間を超えて20分までごと」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の横浜市病院事業の経営する病院条例の規定は、この条例の施行の日以後の駐車場の利用に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の駐車場の利用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。